

# 熊取町議会委員会会議録

〔令和元年9月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（8月30日）〕

令和元年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	6

## 〔議会運営委員会（9月13日）〕

令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案等の取扱いについて	7
その他	13

## 〔総務文教常任委員会〕

請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願	16
趣旨説明	16
質 疑	18
採 決	24
議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	25
質 疑	25
採 決	31
議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	31
質 疑	31
採 決	32
議案第45号 税条例の一部を改正する条例	32
質 疑	32
採 決	32
議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）	32
質 疑	32
採 決	35
議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）	35
質 疑	35
採 決	36
議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）	36
質 疑	36
採 決	40
議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について	40
質 疑	40
採 決	40
議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について	40
質 疑	40
採 決	41
議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）	41
質 疑	41
採 決	46

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第46号	印鑑登録条例の一部を改正する条例	48
	質 疑	48
	採 決	48
議案第47号	太陽光発電事業と地域との共生に関する条例	48
	質 疑	48
	採 決	50
議案第48号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例	50
	質 疑	50
	採 決	56
議案第49号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部 を改正する条例	56
	質 疑	56
	採 決	57
議案第50号	空家等の適正な管理に関する条例	57
	質 疑	57
	採 決	58
議案第51号	水道事業給水条例の一部を改正する条例	59
	質 疑	59
	採 決	59
議案第55号	修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）	59
	質 疑	59
	採 決	62
議案第61号	令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	62
	質 疑	62
	採 決	63
議案第62号	令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	63
	質 疑	63
	採 決	63
議案第63号	令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	63
	質 疑	63
	採 決	63

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和元年8月30日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	重光俊則	副委員長	田中豊一
	委員	田中圭介	委員	浦川佳浩
	委員	渡辺豊子	委員	矢野正憲
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	総合政策部長	南和仁	総務部長	林利秀
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 令和元年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（重光俊則君）初めに、本定例会に提案されます議案について、説明を求めます。林総務部長。総務部長（林利秀君）それでは、令和元年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づき説明させていただきます。

まず、資料2枚目の行政報告につきましては、財政健全化判断比率についてが1件、水道事業会計資金不足比率についてが1件、下水道事業会計資金不足比率についてが1件、第125回大阪府原子炉問題審議会の概要についてが1件、熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告についてが1件、損害賠償に関する専決処分報告についてが1件の合計6件となっています。

次に、報告案件につきましては、補正予算の専決処分報告が1件でございます。

資料1枚目の表面をお願いいたします。

次に、予定議案につきましては、人事案件が3件、条例制定が3件、条例改正が6件、工事請負契約の締結が3件、裏面の上から2つ目、修繕契約の締結が1件、小学校の給食用備品購入が1件、小・中学校の校務用パソコン購入についてが1件、水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についてがそれぞれ1件、補正予算が4件、決算認定が7件、合計31件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明させていただきます。

まず、資料2枚目の行政報告事項でございます。

1件目の財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するも

のでございます。

2件目の水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の第125回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和元年8月9日に開催された当審議会の内容について報告するものでございます。

5件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成30年度事業対象）の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、報告するものでございます。

6件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象と指定されている事項のうち損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告案件について説明申し上げます。

令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年7月9日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとともに、内容につきましては、普通河川雨山川災害復旧事業に係る関連経費の増額でございます。

続きまして、予定議案について説明させていただきます。

資料1枚目の表面をごらんください。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の大山 力氏の任期が令和元年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任として田宮悟志氏の任命について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるとともに、

2件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、同委員の辰巳喜志夫氏の任期が令和元年9月26日付で満了いたしますので、同氏の後任として阪上真知氏の任命について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるとともに、

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の梶山慎一郎氏の任期が令和元年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるとともに、

4件目の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法が改正され、非常勤職員制度について整備されるとともに新たに会計年度任用職員制度が創設されるため、条例案を提出するものでございます。

5件目の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うため、関係条例を改正する必要性が生じたことにより、条例案を提出するものでございます。

6件目の税条例の一部を改正する条例につきましては、平成31年度税制改正によるもので、単身児童扶養者の個人住民税非課税措置及び軽自動車税の環境性能割の臨時的な軽減措置等に伴う税条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

7件目の印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましては、印鑑登録証明書への旧の名字記載を可能とするため、印鑑登録条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

8件目の太陽光発電事業と地域との共生に関する条例につきましては、太陽光発電施設の設置及び管理について、地域住民等の安全な生活と本町の環境の保全に寄与するため、条例案を提出するものでございます。

9件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

10件目の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

11件目の空家等の適正な管理に関する条例につきましては、適正管理がなされていない空き家等について、住民等の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、住民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図るため、条例案を提出するものでございます。

12件目の水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、指定給水装置工事事業者の指定に更新制が導入されることに伴い、更新手数料を追加する必要性が生じたため、条例案を提出するものでございます。

13件目の工事請負契約の締結（熊取町立西小学校トイレ改修工事）につきましては、熊取町立西小学校トイレ改修工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

14件目の工事請負契約の締結（熊取町立北小学校トイレ改修工事）につきましては、熊取町立北小学校トイレ改修工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面をお願いします。

15件目の工事請負契約の締結（紺屋上橋橋梁架替工事）につきましては、紺屋上橋橋梁架替工事について工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

16件目の修繕契約の締結につきましては、環境センターの切断機更新に係る修繕について、修繕契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

17件目の町立小学校給食用備品の購入につきましては、食器洗浄機を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

18件目の町立小・中学校の校務用パソコン等の購入につきましては、当該パソコンを購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

19件目の平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成30年度熊取町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

20件目の平成30年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成30年度熊取町下水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

21件目の令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億655万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、普通交付税、臨時財政対策債の交付額の確定による補正、西小学校敷地内への西学童1クラブ新設に伴うレンタ

ルユニット設置の経費及び10月1日からの幼児教育無償化に係る経費などの補正でございます。

22件目の令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、特定健診等負担金確定に伴う補正、特別調整交付金確定に伴う補正などでございます。

23件目の令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成30年度保険料収入額決算余剰金を広域連合負担金に加算するための補正などでございます。

24件目の令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,357万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成30年度決算に伴う令和元年度における基金積立金確定による補正、平成30年度地域支援事業費の確定に伴う精算に伴う補正などでございます。

25件目の平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から次のページの31件目の平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についてまでの決算認定7件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

なお、追加予定議案といたしまして、現時点での案件は、工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修工事）及び工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）を予定してございます。その際にはよろしくお願いいたします。

以上で、令和元年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についてのご説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、9月5日から9月30日までの26日間といたします。

本会議の開催については、9月5日、6日、9日、10日及び30日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を9月17日に、事業厚生常任委員会を9月13日にそれぞれ開催いたします。

決算審査特別委員会の開催については、9月19日、20日、24日及び25日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては9月13日に、議員全員協議会を9月17日に開催いたします。

以上のとおり、令和元年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては8月22日の正午に、会派代表質問につきましては8月28日の正午にそれぞれ通告を締め切った後、議長立ち会いのもとで、私がかじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第39号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の専決処分報告についての件、日程第5 議案第40号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第42号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第23 議案第58号 平成30年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第24 議案第59号 平成30年度熊



取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の6件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第8 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件、日程第9 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第10 議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件、日程第17 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）の件、日程第18 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）の件、日程第19 議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件、日程第21 議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件、日程第22 議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件、日程第25 議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件及び日程第36 請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件、以上10件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第11 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件、日程第13 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件、日程第16 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件、日程第20 議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の件、日程第26 議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第27 議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第28 議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、以上の10件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第29 議案第64号 平成30年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第30 議案第65号 平成30年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第31 議案第66号 平成30年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第32 議案第67号 平成30年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第33 議案第68号 平成30年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第34 議案第69号 平成30年度熊取町水道事業会計決算認定についての件及び日程第35 議案第70号 平成30年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上の7件については、決算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和元年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、令和元年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

（理事者退席）

---

委員長（重光俊則君）次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、2件提出されております。

渡辺議員から、高齢者の安全運転支援と移手段の確保を求める意見書（案）、次に、坂上巳生男議員から、核兵器禁止条約への速やかな署名、批准を求める意見書（案）、以上の2件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回9月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、令和元年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

(「10時23分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和元年9月13日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	重光俊則	副委員	長	田中豊一
	委	員	田中圭介	委	員	浦川佳浩
	委	員	渡辺豊子	委	員	矢野正憲
	委	員	坂上巳生男			

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原敏司	副町	長	中尾清彦
	総合政策部長		南和仁	総務部長		林利秀
事務局	議会事務局	長	藤原伸彦	書	記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 1) 令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案等の取扱いについて
- 2) その他

委員長（重光俊則君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案等についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（重光俊則君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林利秀君）それでは、令和元年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

資料2枚目の追加予定議案の欄をごらんください。

追加予定議案につきましては、工事請負契約の締結についてが1件、工事請負変更契約の締結についてが1件、合計2件でございます。

それでは、各案件について説明いたします。

まず1件目は、工事請負契約の締結について（熊取町立南小学校トイレ改修工事）につきまして、当該工事において工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2件目の工事請負変更契約の締結について（平成30年災第106号 普通河川雨山川災害復旧工事）につきましては、当該工事において工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事請負変更契約の締結につきましては、災害復旧工事でもあることから、早期復旧を目指し、少しでも前倒して工事施工をたく、本定例会9月30日最終日ではなく、できるだけ早い日程で審議をお願いできないかと考えてございます。よろしくお諮りくださいますようお願いいたします。

以上で、令和元年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます追加議案の説明を終わります。

ただいま説明がありました追加議案のうち、工事請負変更契約の締結についての件は、早期復旧を期するため9月30日の本定例会最終日より前での議決の要望がありました。

これより、本定例会の本会議の開催日の変更等についてを議題といたします。

本定例会の開催日につきましては、災害箇所の早期復旧を図り、地域住民の安全を確保するため、本会議の日程に9月17日を追加し、午後2時から会議を開きたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本定例会の本会議の開催日、開会時間についてはそのようにさせていただきます。

次に、9月17日の議事は追加議案の工事請負変更契約の締結についての件のみとし、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、9月17日は工事請負変更契約の締結についての件のみを追加議案として上程し、委員会付託を省略して、本会議で審議していただきます。

本定例会の開催日の変更については終了いたします。

もう一件の追加議案につきましては、9月30日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として最終日に上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

---

委員長（重光俊則君）次に、本定例会に提案する議会運営委員会提出の追加議案のうち、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件について、議会事務局長から説明をお願いします。藤原議会事務局長。

議会事務局長（藤原伸彦君）それでは、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

改正の要旨ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定及びそれに伴う関係条例の一部改正が行われることに伴い、議会議員政治倫理条例第3条第1項第5号中の臨時的任用職員を会計年度任用職員に文言修正をする必要が生じたため、条例の一部改正を行うものでございます。

施行日は元条例と同じく令和2年4月1日とするものです。

2ページ以降が議案となっており、3ページが改め文、4ページが新旧対照表となっております。

す。

この条例の一部改正の議案につきましては、議会運営委員会の提出議案として9月30日の最終日の本会議に追加議案として提出させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

委員長（重光俊則君）ただいま説明のありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、議会改革検討特別委員会の設置についての件について、私のほうから説明いたします。

議会改革検討特別委員会については、議会委員会条例第6条の規定により設置するもので、議会会議規則第13条第3項の規定に基づき議会運営委員会として提案するものです。

1、名称は、議会改革検討特別委員会。

2、設置目的は、議会改革について必要な調査、検討を行うとしております。

社会経済情勢が大きく変動し、少子・高齢化の進展による人口減少社会となった今日、地方自治体の行財政運営は困難に直面し、議会に求められる役割もますます重要なものとなっています。このような状況のもとに議会機能の強化、効率的な議事運営等、議会改革の推進に努め、より一層開かれた議会を目指すための調査、検討を行うもので、具体的には、議員定数、報酬とともにタブレット端末の導入等の検討を進めていくものと考えております。

3、設置期間は、目的が達成するまでの間で、閉会中も継続調査といたします。

4、委員定数は7人とするものです。

以上で説明を終わります。

ただいま説明いたしました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例及び議会改革検討特別委員会の設置についての2件を本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は本2件を令和元年9月定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本2件につきましては、本定例会の最終日であります9月30日の本会議に議会運営委員会提出の追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託せず、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本2件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託せず、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書2件について、ご意見をいただきます。

お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず1件目の、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）について、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書ということで、これについてじっくり読ませていただいて、いろいろと調べもしたんですが、内容的には特に異論はないんですが、ちょっと質問といえますか、私どもはテレビ等を見ていて高齢者の事故が多くなっているなという印象は受けるんですが、前書きの文章で「75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており」というふうに書かれているんですが、この辺、具体的なデータとして、もしおわかりで

したら教えていただけますか。

委員長（重光俊則君） データありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 具体的なデータというんですか、高齢ドライバーによる交通事故が目立ってきたところで、警察庁によりますと、75歳以上の高齢者が2018年に起こした死亡事故は、運転免許証を保有する10万人当たりの換算で8.2件に上ると、これは75歳未満の約2.4倍だというデータがあるそうです。事故原因につきましては、運転操作の誤りが全体の30%を占め、このうちブレーキとアクセルの踏み間違いに起因する死亡事故の割合は、75歳未満が全体の1.1%になるのに対して、75歳以上は5.4%に達しているというところのデータがあります。

一応、事故的な危険度というところのデータでは、そういうところですよ。

委員長（重光俊則君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） ありがとうございます。私も調べた中で、75歳以上の高齢者の運転による死亡事故というのは、事故件数自体がほぼ同じ数で推移しているんですけども、結局、ドライバー全体の死亡事故件数がどんどん減少している中で、現在、年間3千件あまり、一番多い頃に比べると約3分の1くらいまで死亡事故は減っているんですけども75歳以上の高齢ドライバーによる死亡事故件数はほぼ横ばい状態が続いているということで、全体として割合はどんどん高まってきているという状況のようなんですが、それだけ高齢運転者の死亡事故を含め事故そのものを減らすという努力が求められる時代になってきたんだというふうに思います。

それで、要望事項の2の項目の中で、「『安全運転サポート車』（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること」というふうに書かれているんですけども、これについては、現在、政府部内でそういう議論も始まっているようなんですが、その辺について何か特に情報がございましたら教えていただけますか。

委員長（重光俊則君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今言われたように、そういった限定した車を運転する高齢ドライバーの方に対して、認知機能とかのテストとかもやっているんですけど、それだけではないというところで、それでまた、高齢者の方、やっぱり移動手段として車の運転を続けているというのが実態ですので、そういった中で、安全装置のついた車を限定して、そういった車であるならば運転免許を返納しなくてもいいだろうというところの内容を国のほうでも検討しておりまして、6月21日に政府のほうで閣議決定した成長戦略の中で、安全運転支援機能がついた車種に限定する高齢ドライバー専用の新たな運転免許の創設に向けて検討を進めるということ、一応成長戦略の中に織り込んだというふうになっております。

委員長（重光俊則君） 坂上巳生男委員、よろしいですか。

委員（坂上巳生男君） ありがとうございます。そういう安全運転サポート車（サポカーS）を普及するように頑張っていくというのは、それ自体はいいことだと思うんですけども。

ただ、ここで言っていることは、75歳以上のドライバーに対しては、そういうサポカーに限定した免許しかとれないということなんでしょうか、それともそういう方向へ誘導していくということなのか、その辺はどうなんですか。

委員長（重光俊則君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） これは、だから、ただ単に危ないから免許を返納しなさいというのではなくて、そういうふう安全装置のついた車であるならば運転してもいいですよという免許の更新という形に持っていくんだというふうに思っております。

委員長（重光俊則君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかにご意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について、意見等をまとめます。

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の、核兵器禁止条約等への速やかな署名、批准を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）これ昨年の9月議会でも同じような内容の意見書を出していただいていたので、ちょっと意見が一致しなかったのですが、公明党としても考え方は昨年と変わっておりません。核兵器禁止条約というのは、本当に評価できる条約やと思います。ですので、核兵器については、本当に核兵器はなくしていかないといけないという、そういうのはすごく共通の意識として持っておりまして、それは本当に重要やというふうには思っているわけなんですけれども、それを実効性のあるものにしていかないと、ただ単に条約を採択したからといって、それだけでは実効性があるかどうか断定できなくて、やっぱり核を持っている、今ここで書かれております主要5カ国ですね、核保有国、その核保有国と非核保有国とがちゃんと対話をしながら、本当に核兵器をなくそうという動きになっていかないと、この条約だけが署名し、また採択されたとしても実効性がないというふうに私たち公明党は思っております。

その中で、2017年でしたか、来年また、今ここでも意見書に書かれてありますように、再検討会議が来年開かれることになっているんですけれども、そのために、まずは賢人会議を持っていこうということで、今、第5回まで賢人会議が持たれて、双方、核保有国と非保有国とが会議を持たれておりまして、その中で、現実的に核をなくしていくためには双方話し合って対話をしながら、どういう方向に持っていくことが本当に確実に核をなくしていけるのかというところの議論、話し合いをしておりまして、その賢人会議の中で、核保有国5カ国と非保有国の対立を乗り越えるために、信頼醸成のための核に対する透明性の確保、核廃絶実現に必要な検証体制の構築、そして核抑止論などの困難な問題に取り組むための対話型討論の必要性という、この3つの提言が一般の賢人会議で提言としてなされて、来年の検討会議の中で、それについても準備会合の中でその提言が紹介されるというふうになっております。これも昨年3月の賢人会議で、当時の河野外相が報告されたわけなんですけれども、そういう方向で今なっております、日本といたしましては、唯一被爆国でありますので、日本としてはしっかりとその話し合いの橋渡し役を務めていくことが核を完全になくしていける役目を果たせるのは日本だというふうに私たち公明党は考えております。

ただ単にそれだけを、そして核兵器禁止条約についても、条約の採択を推進してきた被爆者団体や反核NGOも条約の採択が到達点ではないとしており、ここからというふうになっているということなんで、ただ単に採択することが到達点ではないと、そういうふうはこの条約を採択して推進してきた被爆者団体もそんなふうに言っているわけなんです。だから、採択することだけが目的ではなくて、目的はやっぱり核をなくしていくということが目的なので、その目的を達成するためには、核保有国と非核保有国との対立をなくして、しっかり話し合い、協議しながら、なくす方向に話を推進していくことが大事だというふうに私たち公明党は思っております。それができるのは日本だというふうに思っておりますので、この意見書につきましてはちょっと賛成しかねます。

説明が長くなりましたが、以上です。

委員長（重光俊則君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今、渡辺委員から、賛成できない理由を説明していただきましたが、私が聞いている限りでは、賛成できない理由にはなっていないというふうに感じます。

といいますのは、核保有国と非核保有国の話し合いを進めていくと、それは非常に大事なことであって、その中で日本政府に頑張ってもらって、それはそれでやっていただいたらいいことであって、そのことと、渡辺委員もおっしゃっていた賢人会議の中での議論ということと、この核兵器禁止条約に署名して批准するということとは何ら矛盾しないのではないかと思います。だから、国連で締結された核兵器禁止条約に署名・批准をすることが、何かとんでもない、いけないことであるかのように、それは公明党さんの上のほうでそういう方針が決まっていて、各市町村の議会でも、共産党から出てきたら反対せえと言われているのかもわかりませんが、それはぜひ地方議会

として自主的に判断してほしいと私は思います。

公明党さんの議員のいる議会でも議決されているところもあるように聞いておりますので、ぜひ自主的な判断で何とか賛同していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（重光俊則君）いかがですか、渡部委員。

委員（渡辺豊子君）自主的に判断しております。党の見解と私たちの見解は一緒でございます。

やっぱり核をなくしていきたいというのは、それは本当に一番思っていることでございます。そのためには、双方の溝、今あるその対立している溝を埋めていかないといけない。そのためには日本政府の果たす役割は大きいというふうに思っております。

今持たれている賢人会議、5回まで行われましたが、その賢人会議には、日本有識者7名と核兵器国、また中東国、核禁止推進国の外国人有識者10名、合計17名で構成されているわけですが、その被爆地である広島や長崎でも行われました。

そういった意味で、しっかりと賢人会議を持って提言した、その提言が来年行われる再検討会議でも紹介されるという中で橋渡しの役をしながら、対話の道筋をつけているというふうに、そして核をなくしていくという方向にしっかりと誘導していきたいと思っております。

以上です。

委員長（重光俊則君）ほかに意見党はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）冒頭、渡辺委員のほうから話がありましたが、昨年9月に同じような意見書が出されて、そのときにも反対をさせていただいたんですが、先ほど核保有国と持っていない国というふうな話が出ておりましたけれども、今現在、インドも、パキスタンも、北朝鮮も、イスラエルも持っておるといような状況になっておまして、その中での核兵器の禁止条約というのが、2年前ですか、国連のほうで採択されたというふうなことで、やはり核保有国を中心として38カ国ぐらいが反対されたというふうな形も聞いておまして、やはり日本のことを考えると、核開発を続ける北朝鮮の脅威ですね、このことも考えないといけないのかなというふうに思ったりもします。

そういうふうな形で、この宣言が政治宣言ぐらいで終わってしまうような可能性も高く、実効性がないというのは、多分その辺のかなというふうに思ったりしますので、今置かれている日本の状況を考えたときに、当然、核兵器をなくすというのが一番いい方向なんでしょうけれども、その開発を続けておる国が隣にいてというふうなことも考えると、みずからの日本としても、安全保障を危うくするようなことも含まれているのかなというふうなことを考えると、なかなか難しい問題で、すぐに賛成というふうな立場はとれないのかなというふうに考えておりますので、1年前と同じようなことを申しておりますけれども、ちょっと賛成できないというふうな形で意見は表明しておきたいと思えます。

委員長（重光俊則君）ほかに意見はありませんか。

この意見書は数回出てきているんですが、まず同じところで意見は一致しない。それは、それぞれの党の上がそういう方針を出しているだけにすぎないように私は思います。本当に人類として、この核兵器禁止条約に署名する、しないというのは、どういう立場なのかというのはいろいろ考えていきたいんでしょうけれども、やはりそれぞれ支持政党があるから、そこからのけられないというのはあるかとは思いますが、いずれにしても意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続審査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和元年9月定例会閉会から令和元年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。



以上で、令和元年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、9月17日開催分は本日の午後5時までに、それ以外の部分は9月20日に配付予定となっております。ご協力ありがとうございました。

---

(「14時00分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

重光俊則

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 令和元年9月17日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	浦川佳浩	副委員	長	河合弘樹
	委員		大林隆昭	委員		田中豊一
	委員		重光俊則	委員		渡辺豊子
	委員		坂上巳生男	議長		矢野正憲

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	総合政策部長	南和仁
	総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	総務部理事	阪上章
	住民部長	巖根晃哉	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	木村直義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	阪上敦司
	都市整備部理事	大西宏	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり
	上下水道部長	山戸寛	上下水道部理事	永橋広幸
	教育次長	貝口良夫	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭
	教育委員会 事務局理事	野津恵	企画経営課長	橘和彦
	危機管理課長	白川文昭	情報政策課長	浦添全弘
	総務課参事	井口雅和	人事課長	道端秀明
	税務課長	野津博美	産業振興課長	奥村光男
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	介護保険課長	根来雅美
	保険年金課長	阪上正順	まちづくり 計画課長	馬場高章
	道路課長	山原栄次	水とみどり課長	庭瀬義浩
	上水道課長	大西順二	下水道課長	山田卓幸
	学校教育課長	松浪敬一	生涯学習 推進課長	立石則也
	保育課課長補佐	仲村亮彦		
	紹介議員	文野慎治	江川慶子	
	請願者	辻まち子	竹崎博一	
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願
- 議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第45号 税条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 工事請負契約の締結について（熊取町立西小学校トイレ改修工事）

- 議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）  
議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）  
議案第56号 町立小学校給食用備品の購入について  
議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について  
議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

---

委員長（浦川佳浩君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

（「10時00分」開会）

---

委員長（浦川佳浩君）なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要綱の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは請願者さん、よろしくをお願いいたします。

請願代表者（辻 まち子君）おはようございます。辻 まち子と申します。よろしくお願いいたします。

豊かな学びの中で、子どもたちの笑顔のあふれる学校を誰もが願っています。そんな学校を実現するために、少人数学級、35人学級が必要だと考えます。子どもたちの心は本当に繊細です。4月にクラスがかわったり、行事があると、不安や緊張感から実際に体調を崩したり、学校へ行きたくないと言ったりする子どもたち、熱を出したりする子どもたちもまれではありません。

35人学級編制により、教師もきめ細やかな対応をすることが可能となります。子どもたちに対し教師の目が行き届くようになります。全員に声をかけてあげたい、人数が少ないと全員に声をかけることができます。お、きょうは元気がいいなとか、きょうは体調悪いのかなとか、それぞれの体調の変化にも気づくことができます。配慮を要する子どもに何度も声をかけることができます。子どもたちの話に耳を傾けることもできます。子どもたちは、本当に話したがりがやです。先生に話を聞いてもらいたくてたまらないのです。それを先生が忙しくしていたら、子どもたちのほうから遠慮してしまいます。きょうは先生忙しそうやな、やめとこうか。先生は、教卓の前で、本当に暇そうな顔をしとくと、新任のときに先輩の先生から言われました。暇だよという顔、本当はとても忙しくても。そうすると子どもたちは話しかけてくれる、寄ってくれる、きょうはこんなことあった、あんなことあったといっぱい話してくれます。そういう子どもたちも、教師も、心の余裕が必要なのではないかなというふうに思います。

そういう中で、子どもと教師の信頼関係は大きくなっていきます。今、その信頼関係がとても大事なのではないかなというふうに思っています。子どもたちの不登校がふえる中、もっともっと先生が子どもに寄り添うことが大切だなと考えています。朝、学校へ行きたくないと思う子や、不登校の子が減ってくるのではないかなというふうに思うのです。

クラスの人数が少なくなると、学校にスペースができます。そこをハッピースペースと呼んでいました。子どもたちをそこに集めて、本の読み語りをすることができます。5分でいいんです。絵本を読んでやります。毎日読んでやります。もちろん本が好きになるというのもあるし、みんなが集まっているというのですごく親近感、コミュニケーションが保たれます。ところが、人数が多く

なると、そんなスペースも全然とれません。本を読み語ってやっても、45人いたら後ろまで声も届きません。みんなを前に集めて、きょうあったいろんな話をしてやります。そういうスペースがある教室というのはいいなというふうに感じています。35人学級、少人数学級になれば、そういうスペースをつくることもとても可能になってきます。

給食の時間、これがまた子どもにとってはとても大切な時間です。給食があるから学校に行くという子どももいます。その給食の時間が、40人になるととても時間がかかります。ところが、少人数学級ですと、ついでやるときも、きょうは多目、少な目とかと声をかけることができます。声をかけながらよそうこともできるし、集まってお話をしながらゆっくりと食べる時間ができます、準備する時間が少なりますから。私は、この給食の時間を計画する、1日の中の授業もそうですが、給食の時間をどんなに楽しくするか、どんなに豊かにしていくかということが、本当に1日の中の学校生活の中で大切な時間だというふうに考えています。

今、学校の先生がとても大変だと言われています。本当に子どもたちの丸つけ、そしてノート、それを学校でできないから家に持って帰るといふ先生も少なくありません。ところが最近、私が聞いたのですが、日記指導をやっていないというんです。なぜかといったら、赤ペンをつける時間、読む時間がないと。だから、日記指導をしていないというんです。私は、日記指導はとても大切だと考えています。子どもの一日の様子、家での様子、子どもたちの心の様子が本当に日記でよくわかります。それをしていないと。時間がない、それはやっぱり35人学級以下、少人数学級にしていくな必要がとてもあると思っています。

先生のお休みをされる先生が多いというふうに聞いています。本当に夜遅くまで働く先生が多い。少人数学級にすることによって、先生も心の余裕ができてくる。子どもたちも余裕ができてくる。そういう中で、豊かな学びの中、子どもが笑顔で学校生活を送れる、そういうふうな学校生活を実現することができるのではないかとこのように考えます。

請願代表者（竹崎博一君）続いて交代します。くまとり社保協の竹崎といいます。退職するまで、泉佐野市で小学校の教師をしていました。

私のほうからは、まず、少人数学級の現在の実施状況について説明したいと思います。お手元に資料が幾つかあると思うんですけども、2012年、国の財政措置がありまして、全ての都道府県で小学校1、2年の35人以下学級が実現しました。しかし、国の施策はその後、拡充していません。

2019年度の現在の都道府県、政令市の少人数学級の実施状況ですけれども、こういう資料が都道府県、全国教職員組合の資料ということで、2019年4月27日付の資料を見ますと、35人以下学級の効果には多くの高い評価があります。この高い評価と自治体住民の支持が広がる中で、22の府県では、小学校3年から小学校6年と、中学1年から3年にも拡充しました。今では、5府県、4政令市を除く大多数の自治体が、独自の財源措置によって小学校3年から6年まで、あるいは中学校のどこかで35人以下学級を拡充しました。

じゃ、大阪府下のほうではどうなっているのかということで、これは別な資料です。大阪府下市町村のうち少人数学級実施の自治体、4月時点で大教組が調べた府下の状況ですけれども、大阪府のほうは小学校2年に35人学級を実施した当時、その効果を高く評価していたにもかかわらず、科目別の学習支援の助成を広げるだけで、35人学級の拡充が進んでいません。しかし、この表にあるように、泉佐野市など3市、高槻市、交野市、泉佐野市、3市が小学校3年から6年生までに35人学級を実施しました。

では、別な資料で、この大きい横長の資料なんですけれども、熊取町でも少人数学級を実施すればということで、熊取町の小学校別の児童・生徒の在籍状況の一覧表についてです。非常に見にくいんですけども、この資料は。この資料の一覧表というのは、今年度の各学年のクラスの人数を算出、推計して一覧表にしたものです。請願内容によりまして、もし請願を通れば、1年30人以下学級では13学級から15学級に2学級の増設となります。2年生から6年生までは、35人以下学級は7学級の増設となります。77クラス、現在熊取町ではクラスがあるんですけども、86クラスへ

の学級増加数となります。仮に1クラスの人件費500万円として、この500万円が妥当かどうか、ちょっと確定はなかなかしづらいですけれども、9クラス分で約4,500万円かかります。

この表の下のほう、また別な表がついていると思うんですけれども、この一覧表の(1)、これはちょうど大阪府が平成19年度に府における少人数学級編制にかかわる研究の報告書の中の抜粋なんです。府下の小学校の校長に質問を送付したところ、校長さんからの回答が965通ありました。そのトップが21人から30人、これが一番多い86%となっています。これをもとにして、その横の(2)の熊取町の現在の児童数から、もし請願が通れば、(3)の改革後の児童数となります。そういうことで、学校として学級担任として、一人一人の児童に、成長に、発達に、一層目が届きやすくなり、教育効果は大変大きいと思います。

そこで、もし実施された場合に、波及的効果についてどうなるかということです。近年、熊取町は、少子高齢化、それから人口減少、財政難の悪循環が明白となっています。この悪循環を突破する政治的判断によって、子育て支援の施策を一気に拡充して、子育て支援の拡充と人口増、財政改善の好循環に転換すること、熊取町が働き盛りの子育て世代を激励し、多くの子育て世代を熊取町に引きつけることが重要だと考えます。その子育て支援の施策の一つに、この少人数学級の実施があります。ほかにも幾つかあります。

今現在、この子育て支援のまちづくり実現のために、この少人数学級を実現するために、ふるさと納税の収益金、これを基金として大いに活用するよう、最後に、議会より町政をリードしていただきたいと切にお願いしまして、説明を終わりたいと思います。ちょっと若干、言葉が少なかったですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長(浦川佳浩君)ありがとうございました。

以上で、請願者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員(田中豊一君) どうも説明ありがとうございます。

ちょっと2、3、説明の中で教えてほしい点があるんで、よろしくお願ひします。

小学校のという請願の題がついているんですけれど、中学校は何で入れないんですか。

(「これは一問一答で」の声あり)

委員長(浦川佳浩君) そうですね、お答えいただけるようでしたら。請願代表者さん、お願ひします。

請願代表者(辻 まち子君) 現在、1、2年生は35人学級になっております。小学生というのは、すごく心のバランスがとれない、なかなか自立もできない、そういう中で、やっぱり小学校1、2年が35人学級になっている。なぜ3年生かといったら、2年生から3年生になるときに、生活科が社会科と理科が変わっていきます。そういう中で、子どもたちもやっぱり学習に対してのとまどいというのが生まれてきます。3年生もやっぱり少人数学級が必要だと考えます。小学校から子どもたちの成長に合わせて35人学級をしていくべきだというふうに思っております。

もちろん中学校も35人学級にしたらベストだと思います。ところが、予算とかいろんな面で小学校から順次していったらいいなというふうに考えています。

委員長(浦川佳浩君) 田中豊一委員。

委員(田中豊一君) ありがとうございます。気を使っていたいたんかなというふうなことでしょうかね。

2つ目に質問なんですけれども、私も教育行政を担当しておりましたんで、前からやっぱり現場から聞いている話では、支援学級とのカウントですね。現代ではダブルカウントになっていませんけれども、支援学級というところには担任がつくのでダブルカウントにしていないという、一方的な大阪府の説明ですけれども、これが、やはりちょっと一つポイント違うかなというふうに私前から思っていて、先生が届けていただいたこの資料には、枚方市ですか、ダブルカウントありというようなことで出ていますけれども、やっぱりこのあたりの所見というのか、現場でおられた先生方にちょっと教えていただきたいんですけれど。

委員長（浦川佳浩君） 請願代表者さん、お願いします。

請願代表者（辻 まち子君） 失礼します。ダブルカウント、例えば40人としたら、そのクラスに支援学級の子どもがいる、3人いる。でも、カウントは40人でいっている。だから実際は43人子どもがいるのに40人で、その3人はそのクラスとしてはカウントされないんだけど、実際は43人であるという。だから、届けは40人学級になっているんだけど、実際は子どもは多いんだと。そういう中で、先生も子どもたちも、やっぱり人数が多いなと苦しんでいるというふうな形に、現状はなっているように思います。

委員長（浦川佳浩君） 田中豊一委員。

委員（田中豊一君） 支援の種別によっては、大方の時間を原学級で過ごす子どもがあると聞いていますので、支援学級でフォローするというのは、支援学級で子どもが原学級に帰ってしまっていないときに、特に気になる子どものところへ支援学級の担任の先生が行かれてリカバリーするというか、そういうふう聞いておりますので、このあたり、どないかならないかなというふうな気が前からありますし、そういうことも聞いておりますので、このあたりもポイントかなというふうに私は思っているんですけども。

やっぱりこのカウントの仕方というのは、国の法律であるとか、大阪府の任命権者である大阪府の考え方、そのあたりをやっぱり変えてもらわんとあかんかなというふうなことがありますので、このあたりを我々としては違った形で、請願の内容とは違うんですけども、どれだけ力になれるかはわかりませんが、やっていかなあかんかなというふうな思いは持っていますので、私も教育委員会とか現場の声もまた聞いて、そういうところをしたいなと思っています。

もう一つ、3点目なんですけれども、先ほど泉佐野市の35人学級実現に対して、いろいろ努力されているというのを聞かせていただいたんですけども、このクラスをふやすには、国や府の配当がないわけですね。要するに定数内でないということなんで、単年度雇用なんで、講師の人に来ていただいているということを知っているんですけども、講師の人に来ていただくのに、いろいろ単年度雇用であるというふうなこととか、それから、数の確保であるとか、質の確保というんですか、そのあたりが非常に難しいと知っているんですけども、そのあたりご存じでしたら教えていただきたいんですけど。

委員長（浦川佳浩君） 請願代表者さん、お願いします。

請願代表者（竹崎博一君） 泉佐野市に勤めていました関係上、このちょうど35人学級を泉佐野市が実施するに当たった経過も含めてですけども、ちょうど泉佐野市がこの35人学級を3年生から6年生まで実施するに当たっては、15年度、市長選挙があったんです、泉佐野市で。私が立候補したその中の政策の中で、府は2年生までですからね、小学校3年生まで35人学級にすればという政策を出したところ、ちょうど公開討論会が事前にありますので、その公開討論会の場で、現市長が、もう6年生まで、当然何人必要かということの計算はした上でのお話だと思うんですけども、出してきました。

当然、おっしゃるとおり市の独自加配ですので、市の持ち出しですわね。当然、市が採用して、ちょうど16年度は小学校3、4年生までで4人確保したということを知っています。17年度に小学校5年、6年で9人、これのさっき言った質ですけども、これは何とも私自身からは答えられないというんか、当然採用を市のほうからかけて、それに応募した中で当然面接も行われるんだろうけれども、来た先生が質がいいとか悪いとかは私の口からは当然言われへんし、府全体でもとにかく正採が非常に少ないですやん。4月の定数内講師でもうほとんど埋まってしまう。だから基本的には正採を府のほうにふやす、国がもっとそれにバックアップすれば一番いいんだけど、府のほうに正採をふやさないもんで、4月時点で定数内講師が全部使われて、年度途中で病欠あるいは産休・育休になったら、そこへ埋められて、賄えるだけの教師がいなくて、講師が足りない、だから教育に穴があくという悪循環というんか、が出てくるんですよ。

だから、当然、府の条件がよければ質のいい先生も集まってくると思うんですけども、今の状況

では、なかなか賃金は非常に抑えられているし、いろんな教育内容が、非常に、私からしてみたらひどくなってきているもので、大阪府から、いい先生か悪い先生、そんな私の口からそれも言うのはあれやけれども、逃げていく可能性は大分あるのかなと、そういう気がしますね。だから、市独自加配にしたときにそれはどうなるか、ちょっと私はあれやけれども、大変難しいと思いますけれども、今、泉佐野市はそれで回っていますからね。現状、喜ばれていますし、それはいいん違うのかなと思うんですけども。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）どうもありがとうございました。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）少人数学級の実現を求める請願ということで、こういうので動いていただいています。本当にありがとうございます。

何回もおっしゃっていましたように、国が日本の教育情勢を考えていこうということをしていない。しょうもない消費税減税とか、1兆円もないけれども、それに一生懸命お金使うとか、人件費を使うとか、教育の構造を十分考えずに、そういうのを棚上げして各自治体に任せてやっているというので、本当に情けない日本政府やと思います。それを支持している人たちがいるというのも本当に情けない。子どもたちが少人数学級であるというのは当たり前のことで、20人学級以下であるというのを、そういう体制をつくっていかなあかんの、そういうことすら、日本政府とそれを支持する政党の人たちも全くそれをせずに、消費税の削減を100%しないと、一生懸命そんなのに力を注いだりしていますよね。非常に情けない。

自治体自体も、おっしゃるように、これだけの自治体が大阪府の中で実施してきているのに、熊取町の教育次長はどうとうとこれを新しくこれをやったら、いい先生は来へんのですよ、だからこんなんやってもしょうがないのですよ、質が悪いのですよ、それは大阪府や国が講師の資格をよくしていく環境整備をせなあかんの、それを堂々と自慢して、少人数学級せんでいいよ、それを熊取町の管理職が言うと、堂々と。

そんな状態にあるというのを非常に情けないと思っているし、皆様方のような発言がないと、それすらも検討しようとしていない。そういう意味で、田中委員もおっしゃいましたけれど、こういう非常に重要な問題は議員も一生懸命考えて改善していかなあかんと思っていますので、今おっしゃったこと、本当にそれを大阪府や国もちゃんとやっていないところも含めて、本当はそこをやらあかんの、熊取町に一生懸命これを説得せなあかんと、非常に本当に教育の現場からしたら情けない状態にあると思うんですが、ぜひぜひそれを諦めずに頑張っていただきたいと思いますし、私たちも応援していきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（浦川佳浩君）意見ですね。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）少人数学級の問題は、私ども共産党議員団でこれまで議会でも取り上げたり、あるいは意見書の提案とか、そういうこともするなどして力を注いできた課題ではあるんですが、この請願の趣旨そのものには大いに賛成するところなんですが、ちょっと今改めてじっくり読んで、1点、これはちょっと文章表現が正確さに欠けるのではないかと気になった箇所を今発見したんですけども、この請願の趣旨のところ、「2012年には、国の財政措置の実施があり、全ての都道府県で小学1年・2年の35人以下学級が実現しました」と書いてあるんですが、国の財政措置で今現在実現しているのは小学1年だけであって、小学2年は大阪府の予算で実施できているというふうに我々認識しているんですが、それはどうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）請願代表者さん、お願いします。

請願代表者（辻 まち子君）はい、そうです。国が1年生を実施していて、大阪府が2年というふうに行っているんで、坂上委員の言われるとおりで。これはちょっと間違っています。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。



委員（坂上巳生男君）そうしますと、これは、そこをちょっとざっくりと受けとめて、よしとするというのもあるんですけども、ちょっとその辺は請願の趣旨ということで、附属説明資料じゃなくて請願の趣旨のところ、そういう文章のちょっと事実とは異なる表現があったんで、ちょっと今改めて、私、気づいたんですけど、このままでいいのかなと思って、それをここで、こういう請願の議論をしているところで文章を訂正というのもどうなんですかね。ほかの委員の意見も聞きたいところですけども。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）国の措置で全ての都道府県で1年生になったというのは、国の措置でなったんですかね。

（「はい、国の措置で」の声あり）

委員（重光俊則君）国の措置で1、2年生……

（「国が1年生で」の声あり）

委員（重光俊則君）1年生。2年生は言わなかった。

（「2年生は言ってないです。大阪府が」の声あり）

委員（重光俊則君）大阪府が。国はいわゆる1年生を言った。大阪府は2年生を実施したということですね。

（「はい、そうです」の声あり）

委員（重光俊則君）だから、これは、「国の財政措置の実施があり」というので文章が切れていて、そこから後で、「全ての都道府県で小学1年・2年の35人以下学級が実現しました」ということで、国がこの財政処置をした、それは一つの前提としてあるけれども、実際に大阪府がやったのは、大阪府が1年と2年もやっているということで、全国では1年生までやっていること、そこに間違いありますか。だから、国がやったということはここには書いていないんですよ。だから、国がやったんじゃないくて、全国都道府県では1年生が実現したということが、大阪府でもそれは正しいんですよ。

（「はい」の声あり）

委員（重光俊則君）だから、坂上委員が言われている、国の実施が全部にかかっているというものはちょっと行き過ぎかなと思いますので。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについては各委員のご意見並びにご質問を賜ります。ご意見・ご質問はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）少人数学級は本当に実現していきたいなというふうに、請願者のこの方の請願の趣旨等には賛同させていただくんですけども、その中で、やっぱり財源につきまして、町単費というところがやっぱりちょっとどうしても難しいかなというところを感じております。

国がやっぱりちゃんと責任を持って、35人学級をしていっていただきたいというふうに思っておりますので、先般、大阪府日教組総大会というのが14日、都内で行われたんですけども、そこでも、うちの公明党の国会議員も来賓として出席されて、その中で、やっぱり教職員の方の働き方改革という面も含めて、やっぱり国がしっかりと定数の見直しはやっていかないといけないという意見を言っておられまして、教職員定数の拡充をさらに進めていくべきだということを進めていくんだということをおられました。

述べておられるということで、ですので、国のほうも、うちの党ですけども、そういうふうに教職員の定数、本当に働き方改革も含めて、少人数学級を実現するために推進していく方向でございますので、うちの党もやっぱり35人学級はずっと言ってきておりますので、その趣旨等についてはしっかりと私たちも推進していきたいと思っておりますが、ただやっぱり、先ほどのご意見の

中にもありましたが、町単費というところ、先ほど田中豊一委員も言われていましたが、泉佐野市もやっておられるんですが、人材の確保というところで、町単費でどれだけの人材を確保できるのか。やっぱり国のほうがしっかりと財源を措置することによって、人材確保、子どもたちにちゃんとした正職の先生が担任としてつけてもらうほうが、講師という単年度の雇用ではなくて、そのほうがやっぱりいいのではないかというふうに思っております。

そしてまた、特別支援の支援につきましても、やっぱり教室で学ぶ中で、やっぱり支援の子どもたちも児童数の中に含めていただきたい。そうすることによって、またクラス数も変わってきますので、そういう国の施策の法の見直しというんですか、そういうところをしっかりと私たち議員も国や府に要望していきたい。ですので、この趣旨をしっかりと受けとめて、国や府に要望していきたいというふうに思っております。

委員長（浦川佳浩君）ほかに意見・質問ありませんでしょうか。重光委員。

委員（重光俊則君）国や府にしっかりと働きかけるというのは当たり前のことなんですけれど、熊取町でこれに対する予算があるのかないのかというのは議論せなあかんと思うんですね。ふるさと納税で現在27億円あります。それを何に使うのか、結局今のところ、熊取町長は何も使おうと考えていない。そのない間に、どんどん熊取町の人件費が上がって、毎年2億円がふえてくるとしたら、20億円がなくなってしまうんですよ。

国は何もしない、町も何もしない、そこでなぜお金がない、お金がないと、何もしないでおるのかということ、熊取町の存在感をどうみんなに知ってもらうのか、熊取町がこのまま消滅しないためにどうするのかということも議員全体が考えないといけないですね。ふるさと納税をこういうのを使ってでも、やっぱり少人数学級を実現する、小学校だけでも実現するぐらいの意気込みが熊取町長にはないのか、熊取町の管理職はそういうことに大反対してくるという、わけもわからん自治体の職員の考え方になっていますよね。そういうことじゃなくて、こういうのは絶対必要だ、じゃ、どうやって熊取町は財源を確保していくのかというのを考えても、熊取町のふるさと納税で、一時期でありましたけれどもこれだけの納税が確保されたということを考えても、今後とも熊取町は教育でいくんだというところで、そういうお金がかかってもやるんだということで、みんなでそれを宣言していくということも重要なお金の使い方だと思うんですね。

そういうことも、お金がないから何もしないと言っているのがいて、国にはっきりとそういうことを実現させると言っていて、実際国に何もさせていないというのが、今の政府与党を応援している党だと思うんですね。そんなことで自治体の政策を議論してほしくない。やっぱり国を何とかするんだしたら、それを一生懸命やってもらうと同時に、自治体においても、それを一生懸命熊取町をどうするのか、そういう立場をとるべきやと思うんですね。そういうところで一生懸命やっていく、それが熊取町議会議員の努めやと私は思います。

委員長（浦川佳浩君）ありがとうございます。

すみません、私、先ほど意見・質問と申し上げましたけれど、質疑の時間が終わっていますので、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。ほかに意見。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほども言いましたけれども、少人数学級の実現については、これまで議会の中でも意見書の提案という形で、国に対しての要望もしてまいりましたし、そして、議会の一般質問等でも再々取り上げているわけなんですけれども、根本のところは、国が35人以下学級の実現、全ての学年でそれを実現していくという、そういう予算措置を国がすべきであると思うんですけれども、この請願の趣旨の中で、熊取町独自で35人以下学級を小学校3年生から6年まで拡充することと、そういうふうになっておりますので、これを一気に実現するとなると、確かに町の財政負担は大きいわけなんですけれども、請願を、仮にこれを採択したとしても、財政状況を見ながら順次拡大していくということも可能ですし、そしてまた、先ほども田中豊一委員より質問の出ていましたダブルカウントの問題、まずはそのダブルカウントの実現で、支援学級に在籍する児童を含めて定数オーバーしている、そういう学級の改善と、それをまず優先的に取り組むとか、そういう方法

もあるかと思えます。

請願を採択した上で、順次改善をしていく、そういう努力が求められているのではないかなというふうに感じております。

委員長（浦川佳浩君）ありがとうございます。ほかにご意見。大林委員。

委員（大林隆昭君）請願の趣旨の中の3番の国・府への財政措置を強く求めるというところに関しましては、熊取町議会挙げて、熊取町からしっかりと要望を出して実現していかないといけないと思いますが、自分の子どもも今中学2年生なんですけど、やっぱり1年生の担任の先生のとくと2年生の担任の先生のとくと、小学校のときもそうですが、先生が変わるたびに、やっぱりクラスの人数が変わらなくても雰囲気が変わるんですね。やっぱり、その辺のところは先生のスキルというか、持っている力というか、その先生が何人の子どもの面倒を見られるのかというのは、その先生じゃないと、先生を採ってみないとわからないというところが多分にあると思うんです。

教職を持っているからいい先生なのか、講師やからいい先生じゃないんかというのもわからないですし、そのあたりのところを含めて、マックスで9名、10名というのを町単費でいい先生をそろえるというところが難しいのであれば、やっぱりそこはもう国・府からのしっかりとした財政措置を求めていって、しっかりとしたいいい先生がそろえられる状況をつくっていくというほうが、僕としては正しい方向なのかなと思っています。もちろん1クラスの人数が少なければ先生の負担も減りますし、それでも、今でも、うちの子、39人学級のときでも日記の指導をやっている先生はおられたんですね。小5のときやったと思うんです、毎日日記を書いてこいという先生もおられましたし。やっぱりそのあたりについては先生の質というのがとても大きいと思いますので、そのあたりは、なかなか面接するだけでは、なかなかしんどいかなというふうに思います。

委員長（浦川佳浩君）ありがとうございます。

私のほうからもちょっと意見というか、感想をお伝えしたいなと思うんですけども、本当に子どもたちのために、非常にこういった請願を出していただいて、いろいろ分析というか研究もしていただいて、本当にありがたいなという思いでいっぱいです。

私も小学校6年生と4年生と子どもがいて、北小の6年生なんかでも37人いるんですね。やっぱり、授業参観とかに行っても、すごい子どもたち多いなというのは正直思います。私も、子どもがいる分、やっぱりそういう目線で教育委員会ともよく話をするんですけども、多いから、例えば学力が下がってくるとか、多いから子どもたち一人一人を見つけられないというところが、なかなか直接的に結びつかない。各委員の方も皆さん言われていますけれども、やっぱりそれは先生の力量であったりとか質の部分もやっぱり出てくるのかなというところで、教育という部分と、子どもたち一人一人が寂しい思いをしている、していないというところが、なかなかその相関関係というか、そこが実態としてちょっと見えにくい。

これは私の勉強不足というところでもあるんですけども、その辺のところを、こういう請願を出していただくことで、より実際にどうしていくんか、熊取町として教育のまちとしてどうしていくんかというところを、やっぱりもっともっと勉強していかないといけないし、教育委員会からの報告だけじゃなくて、私自身ももっと前のめりに現場の話を直接聞く機会とか、実際にどういう問題が起こっているんかというところをもっともっと勉強していかないといけないという部分で、非常に反省もしておりますし、皆さん方のその思いというものも、私もできるだけバックアップしていきたいなという思いではあります。

ただ一方で、単費でやっていくというところが、やっぱり限られた財源の中でどこに手当てしていくか、この優先順位がすごく、今、庁内の中でも議論し始めているところで、私なんかはやっぱり子どもを持っているので、子どもに対して優先的につけてほしいという意見はよくするんですけども、全体的なバランスを見ながら、どこに手当てしていくんかという問題もありますので、引き続き、国や大阪府に対しての要望をこれからより一層強めていくというところで、ちょっと今回の請願については意見という形で申し上げたいなというふうに思います。ありがとうございます。

以上で、意見はありますか。河合委員。

委員（河合弘樹君）私自体も皆さんとよく似たところがあるんですけど、まず一番は、国と府に財政措置の拡充を強く求めるというのは皆さんと一緒になんですけれども、この2番の小学校1年生は30人以下学級を実施するという事になるとすると、それも含めると、やっぱり皆さんおっしゃるように、町単費ですとなったら、先ほどのご説明では4,500万円かかるだろうという概算ですけども、それを考えると、やはり厳しいんじゃないかという意見と、35人学級自体は全然実施すべきだと、これだけ全国的にも府内でも実施しているものがあるんで、それは全然賛成なんですけれども、やっぱり費用対効果等を考えると、ちょっと厳しいんじゃないかという意見です。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員、お願いします。

委員（田中豊一君）皆さんのお話も聞いておまして、私は議会としては、やはり正攻法ということであれば、国の法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これ、政府はやはり女性進出であるとか一億総活躍とか、要するに共働きで核家族なんか進めているような政策の中で、やっぱり片やにおける子どもに接する時間がやはり減っているんじゃないかと、そういう大きな政策の中で、やはりこの学級編制に関しては、非常におくれているなというふうに感じます。そういう中で、この法律の改正をやはりすべきだと。

それと、大阪府については、やはり教職員の勤務の諸条件、一度に上げられないかもわかりませんが、昨年の人勧では若干上がっているというふうには聞いていますけれども、和歌山から例えば熊取町というか、泉州のほうに以前は来られていた講師の人も、条件がよくないんで来られていないというようなことも、やはり大阪府に知ってもらうべきだし、そういった中で、大阪府の教育に対する姿勢を、やはり町の議会としての意見書なり党で要望していくと。それと、支援のダブルカウントについてはやっぱり実施すべきと、こういうようなところを強く要望していくと。

そうであれば、今度は町としては単費を出していいのかということで、私は、この中の資料をいただいた中で、和泉市がやっている小3になって小2のときより学級が減った学校のみという、これぐらいやったらええのかなというふうには思いますけれども、実際、ことし、南小学校の3年生でこれがあつたわけですけども、以前にも西小学校でもあつたと聞いていますので、やはりこういうところ、ただその堰が切れた場合、ほかに拡大というようなことも経常的になっていきますので、このあたりはやはり議会の中でも議論した上で、町長のほうにもお話をしていく必要があるかなということで、やっぱり経常的に毎年毎年お金が要りますので、これずっと続くと、ふるさと納税のお金をどういうふうに分配するかというのはありますけれども、非常に難しいんじゃないかなと。まず、国や府に要望し、熊取町の中で特に困っているところについてはどう検討するかということ、議会の中で進めていったらいいのかなというふうに考えます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）以上で意見を終わります。

それでは、本請願について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第3号 小学校の少人数学級の実現を求める請願の件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本請願を採択すべきものとすることに賛成の方は、ご起立願います。

（起立 2名）

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすべきものとするに決定いたしました。以上で、請願第3号の審議を終了いたします。ありがとうございました。

ここで、請願者及び紹介議員には退席をお願いいたします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

---

(「10時47分」から「10時52分」まで休憩)

---

委員長(浦川佳浩君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は、会議の途中でも退室いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(浦川佳浩君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長(浦川佳浩君) 初めに、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) この会計年度任用職員の制度が変わることによりまして、現在、正職以外で働いている人の待遇が全部変わるわけですが、これが、費用弁償に関する条例が出ておりまして、それぞれを変えた場合に、これは今ある現行の正職以外の人が今どういう職務にあつて、それがどういう給与形態になるのかというのを厳密に示されていませんよね。これは、この議会の後示されるということでしたけれども、やはりこういう制度改正があったときに、これは熊取町自体で、どれだけの費用負担になるんやと、それはその内容はどうかというのは明確に示すべきだと思うんですが、その内容提示というのはいつあるんでしょうか。

委員長(浦川佳浩君) 道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) おっしゃること、ごもっともだというふうに感じております。

こちらに関しましては、大きな処遇改善ということで、かなりの費用もかかるということと、あとは議員全員協議会でもございましたけれども、初任給の設定というところ、そして近隣自治体との人材確保という点での、極力いい方が熊取町のほうにお越しいただけるようにということで、ぎりぎりになってくるところまでしっかりと見きわめさせていただいた上で、お知らせのほうをさせていただきたいというところがございますが、当然ながら、来年度の当初予算の金額にも出てまいりますので、遅くとも年内にはお示しのほうをさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君) 重光委員。

委員(重光俊則君) これは、そういうものを見ずに条例を通すことになりますので、内容がどういうものかというのはできるだけ早急に、正確に詳細な情報を町民及び議員に流していただきたいと思うんですが、年内というのは12月議会までということですか。

委員長(浦川佳浩君) 道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) 基本的にはそのような形で、極力早く決まり次第、お知らせのほう速やかにさ

せていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）重光委員が一般質問で質問されていて、ご答弁、答弁書等をいただいている、議員全員協議会のところでも説明あったんですが、一応、今回、制度改正することによりまして、嘱託員と臨時職員合計356人で、お給料につきましては約2億4,000万円増になるというようなことで答弁の中でありまして、その会計年度任用職員になれば約9億1,800万円の人件費になるというところの説明あったんですが、この分の財政措置につきましては、国のほうで措置していただけるんだったか、ちょっとその辺どうやったか確認をさせてください。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まずは制度設計のほうの担当の人事課のほうからでございますけれども、基本的には特に期末手当の部分に関しては、いわゆるボーナスになる分については、現在、支給がないものが一斉に支給になりますので、その分については、国のほうから地方財政措置のほうを講ずるように検討していくというふうな形のものが出てございます。

そして、先週の金曜日、大阪府のほうにちょっと問い合わせしてみたんですけども、現在、まだ調整中であって、まだ大阪府のほうにも詳しい情報というのは出てきていないというところがございますが、機会を見て、町のほうから、人事担当のほうからも町村会等を通じて働きかけのほうを行ってございますので、今後もそのような形で積極的な働きかけ等を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ということは、ボーナスだけが一応財政措置という対象になっているというところなんですか。その辺のところ、今回そうやって国のほうが制度改正される中で。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）国のほうからは、一定、最初そのような情報が出ておりましたけれども、こちらとしては期末手当以外にもいろんなものの手当がかかわってまいりますので、全体として当然見ていただけるように上げさせていただいているというところがございます。

委員長（浦川佳浩君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）財政のラインも持っている情報は基本的には変わらないんです。ただ、財政支援といいますと、国からいただける現金とか負担金とか補助金とかそういう類いのものから、あと交付税の基準財政需要額のほうに一定反映させるとかという、大きくそういう形のパターンがあるかと思うんですけども、その中でも、今回、私どもでもネットとかで見られる情報でしか実際はないんですけども、地方財政措置という形の中で検討しますというのは書いてあるんですけども、どの分野でどれぐらい充当されるのかということも実際私ども、大阪府のほうの職員の方とかで情報を持っていないかということで話す機会はまああるんですけども、実際、道端のほうから申し上げた内容と全く変わりなくて、具体的にどの分野でどんな形でというのが見えていないというのが現状です。

ただ、先ほど申し上げた補助金とかという類いでは、全く今検討されていませんので、いわゆる交付税の中で需要額として本当にどれぐらい見てくれるのか、そのあたりも全くわからないような状況でございます。ただ、来年度の予算を組む際には、国は地方財政計画のほうを当然示した中で交付税もはじいてきますので、その中では当然明らかになってくるかと思っておりますけれども、現状、きょうの段階では持ち合わせている情報はそういう形となります。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）国が制度改正して、なかなか財政措置につきましてもまだ曖昧というところ、検討

中というところなんです。ちょっと何かなんですけれども、それぞれ地方の財政というところ、国もしっかりとわかっていたきたいなということをまた私たちが国のほうには声を上げていきたいなというふうに思います。

今、これは会計年度任用職員になるという人数なんですけれども、熊取町は嘱託員が95人で臨時職員が261人ということで、かなりやっぱり人数が多いということですよ。これは他市町に比べて人数どうなんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）なかなか非常勤の職員の方というのは、各自治体ともに採用されておやめになられたりということで、統計的なものというのは、特段、府のほうからはちょっと持ち合わせていないんですけれども、ただ、大阪府のほうを取りまとめている会計年度任用職員のほうに何人ぐらい移行されますかというふうな調査は、大阪府のほうに常に調査を行ってございまして、そちらの調査のほうでございすけれども、本町のほうが、ちょっとこちらは総数になりますけれども、年度途中でお雇いする方も含めて、今のところ435人ということでご回答させていただいてございます。

そして、近隣のほうで申し上げますと、泉佐野市のほうが555人、そして貝塚市のほうが233人、そして阪南市のほうが405人、泉南市が241人、田尻町が114人、岬町が214人ということになってございます。そして、よくお話に出てまいりますのが、島本町につきましては425人というところでございます。

この熊取町の435人でございますけれども、年度途中でお雇いする方も含めるということで、例えば小学校とかのプールのほうの夏休みの開放時に、直営で臨時職員のほうを採用してございますが、こちらの方が100人予算ベース上いらっしゃいますので、435人のうちの100人はそういう方もいらっしゃると。そして、そういったところもございすので、一概に数字としては比較できませんけれども、直営であったり委託であったりといろんなところございすけれども、おおむね人数については、そのような状況という形になってございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）よろしいですか。

委員（渡辺豊子君）はい。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）今回の制度改正で、2、3ちょっと質問させていただきたいんですけれども、期末手当が2.6ということで、今までなかった処遇改善で、特に人を集めるのに大変にしている保育所の保育士だとか、あと、学校関係のよく広報に載っている、私も一般質問させていただきましたけれども、方々の処遇がよくなるということで、確保については少しよくなるかなというような感じを持っているんですけれども、町の職員で退職された方で再任用という職員の方おられますよね。たしか年金が制度改正になって65歳まで延びたということで、国や府と同時に熊取町でもこの制度が条例として現在施行中なんですけれども、こちらのボーナスというか、期末手当、勤勉手当、たしか2.1やったと思うんですけれども、この差というんですか、調べれば副主査という役割なんで、この会計年度任用職員と中身は違うんですけれども、こういった差がちょっと気になるんですけれども、これについてちょっと説明お願いします。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まずは、再任用職員のほうには、我々と同じように期末手当と勤勉手当というのが支給されてございますが、それを合わせたのが、先ほど2.1とございましたけれども、現時点で2.35という形でございます。

そして、再任用職員のほうが2.35で、会計年度任用職員のほうが2.6ということで、率に関しては会計年度任用職員のほうが率が高いということになってございまして、当初、私のほうもいろんな大阪府ほうと折衝なりいろいろさせていただく際に、逆転しているような気がしますということ

で、こちらはちょっとやはりモチベーション的にも、いろんな面でやっぱりおかしいのではないかと  
いうふうなところに関しては、大阪府のほうにはご意見申し上げたことも何度かございますが、  
ただ今回、再任用のほうについては、定年退職した後、年金が受給されるまでの間のつなぎとして  
の役割を果たしているというところと、一方では、会計年度任用職員のほうに関しては、私どもと  
同じで給料表を今度は使って行って、我々と同じような勤務時間、制度上可能な形になってくる  
というところで、処遇改善、働き方改革ということの中で、一般職と同じような形の期末手当を支給  
すべきであるというふうなことが見解として示されてございます。

ですので、再任用職員の方が2.35で、会計年度任用職員が2.6という、この数字をちょっといじ  
ったりするのは、国公準拠の観点からもできないということをちょっと指摘されてございます。

ただ、今ございましたように、再任用職員につきましては給料級が3級、会計年度任用職員は1  
級または2級ということで、もうその時点で級が違いますので、年収ベースで申し上げますと、再任  
用職員の方がもし例えば週4日お越しになられた場合、一般的な今の事務の方が会計年度任用職員  
に移行しても、再任用職員の方のほうの方が年収は高いというふうな状況になってございますので、い  
わゆる給料が逆転することによって、ちょっとモチベーション的なものでありますとか、組織とし  
て不都合が生じるとか、そういったところは今のところないかなというふうにご考えているところ  
でございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中豊一委員。

委員（田中豊一君）わかりました。

あと、細かいこと聞くんですけども、この期末手当2.6なんですけれども、今後、正職員と再  
任用職員は、たしか人事院勧告があった場合は改定されますけれども、この会計年度任用職員の場合  
は、そういう適用というのはあるんですか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まず、結論から申し上げますと、今後検討していく内容ではあるとは考えてい  
るところでございます。

まず、国のほうからは、人事院勧告があった際の会計年度任用職員への給与の取り扱いにつきま  
しては、正職員の取り扱いに準じて行うのがまずは基本であるというところでございますが、ただ、  
各自自治体さまさまな方がいらっしゃるというところの中で、最終的には各自自治体の裁量に委ねると  
いうことで通知がございました。

先ほど申し上げたように、本町では短期間の臨時職員の方とか、入れかわりというのが頻繁にご  
ざいますので、また、勤務の時間、日数もさまざまな状況であるというところ、そもそも正規職  
員と同じように人事院勧告が発生した場合、よく4月までさかのぼって1年間給与を計算し直した  
りとかやるんですけれども、そういったことが現実の実務として可能かどうかというところもござ  
いますし、あと、これは正職員と大きな違いがあるんですけれども、非常勤の職員の方の場合です  
と、毎年単価を、しっかりと近隣見きわめて単価そのものを改定するというふうなことを従前から  
やっております。これは、正職員では行っていないというところで、ですので、例えば周りに比  
べて人材が一つも集まらないということであれば、政策的に単価を保育士のように上げたりする  
ということもございます。そういったところも、また最低賃金のかも考慮しながらというところ  
になりますので、正職員と大きく異なるところがございますので、人勧への対応というところ  
については、内容にもよりますので、その都度ちょっと慎重に検討していくべきものかなと現時点  
では思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）ありがとうございます。

それから、23ページの議案書の別表の1ですけれども、3条関係、1級、2級ということで示さ



れていますけれども、これは、大まかに1級は現在の臨時職員、それから2級は嘱託職員というふうに捉まえたらよろしいのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）こちらは今後検討していくべきところではございますけれども、おおむね、現在そのように考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）あと、一般質問でも若干聞かせていただいたんですけども、この435人の方々の勤務の評定というんですか、それについては、現在も一部嘱託職員の方とかされているように思うんですけども、相当、管理職の方の手間といったら何ですけれども、労力が必要かなというふうに思いますけれども、そのあたりは何かどういうふうに進めていこうというようなことがあったら教えてください。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）現在は、嘱託員、臨時職員の方で、3カ月以上の勤務がある方については、全員人事評価というのを入れさせていただいてございますが、今、田中委員ご指摘のあったとおり、人を評価するというのはやはり大変な作業でございますので、その辺のところは会計年度任用職員に移行してからでも、引き続き法的には実施しなくてはならないということになってございますので、そこはしっかりとやらせていただくと。ただ、やはり効率的な点でありますとか、そのようなところも踏まえて、可能な限り精度が高く、だけれども事務効率も考えながら、一番いいような方法を今ちょっと探っていきたいなという、そういう現状でございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろんな角度から質問出ましたので、おおむね不明な点は大体理解したというところなんですけど、先ほど、これは事前の議員全員協議会での説明等にもございましたけれども、この会計年度任用職員の新たな制度の導入で、町としては約2億4,000万円の負担の増になるというそのご説明なんですけど、これは、現在検討中の国の財政措置が全くない状態での2億4,000万円と、そういうことで理解してよろしいんですね。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）いわゆる歳出予算として執行しなければならない増加額ということでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）国のほうは現在検討中ということで、仮に地方交付税の関係で基準財政需要額の上乗せとかそういうことがあった場合には、また町の負担というのは変わってくるんでしょうけれども、その辺は、ほかの自治体でも熊取町同様に大きな財政負担が生じるという、非常に大きな改革となってくるかと思えます。

これは、非正規という形で臨時職員あるいは非常勤嘱託職員ということで働いていただいている多くの方々に対する待遇改善の措置ですから、そのことに自体は非常にいいわけなんですけれども、そのことで一気に各自自治体の財政負担が急激にふえるということで、もちろんこれは2年ほど前ですか、地方自治法の改正があって、あらかじめわかっていたことではあるんでしょうけれども、今年度予算の編成当時にもそういう話も出ていたかと思えますけれども、それにしても余りにも大きな財政負担であって、これは自治体の独自の努力だけではどうしようもできないのではないかなというふうには感じております。

我々としても国に対して要望していかないといけないし、自治体当局としても国に対してこれはきちんと財政措置を迫っていくと、そういう角度で臨むべきものだと思いますけれども、その辺は

いかがですか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まず、2億4,000万円という数字につきましては、現在の単価をそのまま単純に試算したということになりますので、最終的にその数字になるかどうかという、極力抑えていきたいというところは財政面からもございます。

ただ一方で、財政負担に伴うものにつきましては、今、委員のおっしゃったように、しっかりと町としても受けとめて、対応を考えていくべきであるというふうに考えてございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それと、もう一点、これは今後の大きな課題になっていくんですけども、こういって、これまでは正職員を減らして臨時職員に置きかえるとか、そういう形で何とか人件費を抑えよう、人件費を削減しようということをやられてきたわけなんですけれども、会計年度任用職員に置きかえても、その効果が弱まると。会計年度任用職員に係る費用が大きいもんだから、臨時職員あるいは嘱託職員ほどのこれまでのような削減効果が得られないということになってきて、じゃ、どうするかということで、今度はより一層の経費削減のために、もう職員丸ごと民間に委託する、あるいは保育所の民営化とか、そういったことで丸ごと民間に任せていくような、そういう方向性が一部の自治体で出てきているとも聞いているんですけども、その辺は、熊取町としてはどうお考えですか。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）現在、町としての大きな取り組みとしては行革のほうがございますので、そちらで委託のほうはうたっているというところについては、そこは粛々と進めていくべきかというふうに考えます。

ただ一方では、おっしゃったように正規職員を採用せずに、かわりに非常勤の方で今まで行革としての効果を出してきたのもこれもまた事実でございます。その辺のところの効果が薄まるというところについては、当然、歳出予算としてはその分余分にかかりますので、おっしゃるとおりかと思えます。

ただ一方では、大きなうねりといまして、仮に民間委託を行った上でも、来年4月から民間企業においても、同じように働き方改革の中で、私どもと同じように対応していかなければならないということも出てまいりますので、その辺のところ、中小企業であれば一定の経過措置があったりとかいろんなものがございますけれども、ただ、一部の自治体のほうで今ございましたような、一斉に今回を機に民間委託に丸投げに変えていくというふうな形をとっていくかどうか、その辺のところについては、今現時点、そこまでのお示しできるものはちょっとないのではないかなと。

まずは、やはり今は会計年度任用職員に係る費用が幾らかかるか、そして、その辺のところを速やかにどう移行していくか、その辺のところを今ちょっと作業として重点的に行っているところでございますので、民間委託とかその辺のところについては、行革というくくりの中で一定しっかりと議論していくべき点であるかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）その辺、非常に心配なところでもありますので、熊取町はこれまで他の自治体に比べて非常に手厚くしてきた部分もございます。とりわけ、教育の分野で、介助員でありますとか学校図書館司書の配置、それらの職員は全て臨時職員だったんですけども、配置の状況が他の自治体に比べて手厚くされている。学校図書館司書などはいち早く全校配置をして、介助員の配置についても非常に手厚い配置をしてきたということで、そういう分野で、全体として臨時職員の数がふえている原因の一つにもなっているわけですね。

そういった部分を、今後見直して削っていくとか、介助員の配置もどんどん減らしていくとか、そういうことにならないようにぜひお願いしたいというふうに考えております。その辺はぜひよろ

しくお願ひします。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第43号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）本会議のときに説明があったかと思うんですが、もう一度説明していただきたいんですが、権利の制限に係る措置の適正化というところの文言の説明をお願いしたいのと、それと、この条例が施行されるのが3カ月後の12月というところについての理由とをご説明をお願いしたいと思います。

委員長（浦川佳浩君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）権利の制限に係る措置の適正化というところで、ちょっと総論的なお話になってまいりますが、こちらに関しましては、成年被後見人であったり被保佐人であったり、民法で規定するところの、そういうところで幾つかの行為が制限されるような形で、そういうふうに法務局に登録されている方に関しては、一部いろんな行為ができないというところになっているところでございます。

ただ、そのような形で、その成年被後見人であるという理由であるだけで、門前払いをされるような形になっているところについては、従前から、それはやっぱりおかしいのではないかということでお声が上がっていたというところを受けまして、今回、国のほうが成年被後見人等のそういった面の権利の制限をなくしていくというふうな形で法改正が行われたのが、参議院で可決されたのが6月7日でございます、公布されたのが6月14日ということになってございます。

そういうところの部分で、それを受けまして、ちょっとお答えが前後いたしますが、公布の日から6カ月後に施行するということになってございます、法律のほうが。ですので、6月14日から一定、各自自治体のほうで条例などを改正するような時期を見た中で、6カ月後である12月14日というのが今回の条例の施行日の根拠ということになってございます。

ですので、人事課のほうの例で申し上げますと、今現状、成年被後見人に該当する方というのは採用試験の申し込みができないということになってございます。これは法律上、職員になることができないということになっているんですが、その部分が改正されて廃止になりますので、選考と試験が12月14日以降になるものについては、そういった部分はなしにして、一律皆さんお申し込みいただいて、しっかりとその中で個別に、その方の試験を受けていただく際の能力を確認させていただいて合否を出させていただくというふうな形になってございます。そういった意味合いで、権利の制限に係る措置の適正化というところについてはそういうふうになります。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第44号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第45号 税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。河合委員。

委員(河合弘樹君)この西小学校トイレ改修工事の内容なんですけれども、床乾式化と壁とトイレブースの改修工事なんですけど、このうち和式のトイレはあるんでしょうか。

委員長(浦川佳浩君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)今回やります西小学校のトイレ改修工事ですけれども、現在、学校全体で和式のトイレが63基ございます。洋式が5つということになっておりまして、改修後は1つのトイレ室に1個の和式トイレを除いて全て洋式化しますので、改修後は和式が15個、それと洋式が50というふうな数になります。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君)河合委員。

委員(河合弘樹君)その和式15基にするのは、新しくするということですね。その新しく和式にするに当たって、アンケートとかはとったんでしょうか。1つやっぱりほしいとか。

委員長(浦川佳浩君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)この学校のトイレの洋式化事業を進めるに当たって、いろいろ学校からの意見もお伺いした中で、やはり直接洋式便座に肌をつけるのがちょっと抵抗のあるお子さんとかもいるというふうなお話の中で、トイレ室に1つは和式を残したいということで、これは学校の意見等も踏まえた中で、そういった形にしております。

以上でございます。

委員(河合弘樹君)わかりました。ありがとうございます。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)すみません、今の関連なんですけれども、男子トイレというのは、大のほうの便器

というのは、今、和式は1個残すということでしたけれども、洋式は、そしたら男子トイレは何個あるんですかね。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）例えば、西小学校の1階のトイレでしたら、今、和式が3つあります。それが今回、整備後は和式が1個と洋式が2つというふうな形になります。そういったバランスでやっていきたいと考えております。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。一応男子トイレも3つは大使用にあるということですね。1つは和式で2つは洋式あると。

それと、便器なんですけれども、以前、普通の冷たいトイレではなくて、ウォシュレットとか温かい便座の便器設備をということを要望させてもらったかと思うんですが、その辺のところはどんな状態になるんですか。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）洋式便座の暖房便座につきましては、以前、委員からもご指摘がございまして、その後、いろいろと検討をさせていただきました。まず、それを入れることによって、インシヤルコスト、ランニングコストが幾らぐらいかかるのかというところを計算させていただきました。まず、インシヤルコストについては、便座をかえること、あるいは電気が必要になりますからその電気の配線を持ってこなあかんとかいう工事を含めて、1基当たり10万円かかるであろうというふうな試算をさせていただきました。それでいきますと、今回、西小学校でいきますと50基が洋式になりますので、500万円程度のインシヤルコストがかかってくるというふうな試算を行いました。

インシヤルコストにつきましては、学校施設環境改善交付金とか補助の対象にもなりますので、特定財源があるということで、基本的にはその3分の1は国庫負担ということになるところでございます。

あと、一番気になったのがランニングコストでございまして、それが、年間1基当たり電気の消費電力量から計算しますと、年間1,900円、1基当たりかかるということで、例えば西小で言いますと、年間で言いますと10万円弱のランニングコストがかかってくる、12カ月で10万円弱、1年間で10万円弱のランニングコストがかかってくるというふうなところの中で、こういった条件の中で、庁内調整を行いまして、基本的には暖房便座については、全ての洋式便座に採用していこうということで、今、設計も終わりました、今回工事契約に至ったというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。子どもたちも喜ぶと思います。ありがとうございます。

工事について、仮設トイレを設置というふうにあるんですが、工期3月25日までとなっているんですけれども、いつごろとかそういうめどというんですか、そして、仮設トイレというのはどこにどういうふうに設置するんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）工事のほうですけれども、本議会で議決を頂戴した後に、準備工、準備の時間をとらせていただいて、1カ月程度経過した後から順次ということで、仮設のトイレにつきましては、西小学校につきましては、職員室がございます体育館の1階部分のところに設置の予定となっております。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そこで何個か置いてというところで、全ての子どもたちが対応できるようになるんですか。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）数のほうはあれなんですけれど、工事のほうは一斉に全てのトイレをとめてということではございませんので、順次改修していく中で、その足りない数、10基程度やったと思いますけれども、その部分を仮設として、そのとき改修している部分の代替として使用していただくという形でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。仮設のトイレについても、またいろいろとどんなふう設置するかというのがありますが、また現場を見たいと思います。

トイレのほう、すみません、またちょっと、便座につきまして、今、どうしてもやっぱり抵抗のある子どもとか、肌に直接便座つけるのに抵抗のある子どもとかがいらっしゃる中で、消毒液みたいなのをそれぞれ設置しているところもあるんですが、そういうものも検討されているんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今はトイレの清掃というのを子どもたちがやっているんですけども、消毒液、清掃のときに拭き掃除と、あとアルコール消毒という形でやっているんですけども、個々、用を足すときにそういった拭くような対応は今のところはちょっとできてはいないんですけども、ただ、毎日の清掃の中でアルコール消毒はやっているという状況でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ということは、手洗い所にはあるということなんですね。また、便座、各部屋にまた費用かかるかと思うんですが、設置できたら設置していただけたらなというふうに要望しておきます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）本会議でも説明があったと思うんですけども、入札の状況なんですけれども、5社を指名して3社辞退、実際の金額の入札が2社で、この議案書にもあるような大樹建設というのですか、大阪府堺市のこの業者に決まったということなんですけれども、この3社辞退とか、2社での入札になった、その状況についてご説明願います。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）こちら5社を指名したんですが、その時点での業者数ですが、今回の発注金額によりますと、建築一式工事でのB等級という業者となりました。そちらの町内業者自体の登録数が2社でございまして、そのうち1社が既に手持ち工事がありましたので、対象が1社でございました。町外業者については、例えば20も30も登録がなくて、8社程度でございました。

今回、この西小学校のトイレ、北小学校のトイレ、今回ちょっと上程できていないんですが南小学校、3校同時に入札執行のための指名選定を行いました。そこで、各指名については5社ずつになったんですが、辞退については理由はこちらも問いませんので、把握はしてございません。結果的に今回、西小学校の入札においては、応札が2社でありましたので、最低価格のものを落札者とした結果でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）指名した業者の中での町内業者というのはどういう業者ですか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）西小学校の指名選定においては、町内業者が1社ありまして、業者名は株式会社阪南工務店でございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第52号 工事請負契約の締結について(熊取町立西小学校トイレ改修工事)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(浦川佳浩君)次に、議案第53号 工事請負契約の締結について(熊取町立北小学校トイレ改修工事)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君)すみません、この北小も、あと、数を教えてください。和式と洋式、何基から何基になるか。

委員長(浦川佳浩君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)北小学校につきましても、現状が、和式トイレが48基ございます。それと洋式トイレが12基ございまして、改修後は、和式トイレが14、洋式トイレが38という数になります。パーセンテージにしたら約70%強ということになります。

以上でございます。

委員長(浦川佳浩君)ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君)この北小学校のトイレ改修工事についても3社辞退で2社での入札という状況なんですけれども、その状況について詳しくご説明願います。

委員長(浦川佳浩君)井口総務課参事。

総務課参事(井口雅和君)こちら、先ほどの西小学校の状況と似ておるんですけれども、5社指名のうち、町内業者は1社でございまして、先ほどと同じ株式会社阪南工務店でございます。こちらには、要綱によって、対象工事について町内業者については全て選定するという事で重複しての選定となっております。残る4社については、町外業者でございまして、このうち町外業者の1社ですが、指名辞退ということで、こちらから指名選定というのをまずファクスで業者に対して行います。そのご案内をした時点で辞退ということをお願いしたもので指名辞退がございました。

残る4社については、参加するという意思表示をいただきましたので、設計図書、図面、入札関係書類の送付を行いました。その後、図書を閲覧しての上ではと思うんですが、町外業者2社より辞退ということで申し出を受けてございます。こちらについても理由は問いませんので、詳細は不明ではございますが、最終的に町外業者2社での応札となったものでございます。

以上です。

委員長(浦川佳浩君)坂上委員。

委員(坂上巳生男君)これについては、議会事務局の部屋にも契約の調書が張ってあったんですが、私はインターネットでプリントアウトして手元に持っておるんですが、一般の建築工事の入札と比べて、何かちょっと納得いかないなという部分があるんですが、この契約調書をちょっと休憩をとって、各委員に配付していただけますか。

委員長(浦川佳浩君)それでは、しばらくの間休憩いたします。

---

(「11時42分」から「11時46分」まで休憩)

---

委員長(浦川佳浩君)それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

坂上巳生男委員、お願いします。

委員（坂上巳生男君）何度もすみません。今、資料を用意していただいて契約調書をお配りいただきましたが、これまでの建築工事等で、町内業者、町外業者交えて入札した場合に、最低制限価格で落札、くじ引きで落札ということがほとんどの状況が続いてきているわけなんです、ごくまれにそうじゃないケースもあらわれますけれども、今回の場合も、5社のうち3社が辞退で、町内業者を含む2社での入札で共栄土木工業が落札したということなんです、その共栄土木の落札金額が最低制限価格を上回る金額で、予定価格にかなり近い金額となっております。そして、阪南工務店は予定価格とほぼ同額の7,130万円ということで、3,000円だけ端数を削ったというような、だから、数字的に言うと、阪南工務店側がもう最初からとる気はないということを表示するような、そんな落札になっているんですが、この辺の状況についてはどう判断されているんですか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）こちら、業者のほうができる可能な価格を応札したと考えてございます。以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）阪南工務店は、先ほどの西小学校のトイレの改修工事のほうは辞退しているんですね。辞退していて、こちらのほうも何か実質辞退のような、こんな入札をしているんですけれども、阪南工務店にとっては、この今回の小学校のトイレの改修工事というのは施工するだけの力がない、あるいはほかの仕事が忙しくて受けられないとか、そんな状況なんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）辞退の理由及びこちらの価格に関しての内容でございますが、こちらは把握してございませんので、状況はわかりかねるところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員、よろしいですか。

委員（坂上巳生男君）はい。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。河合委員。

委員（河合弘樹君）この予定価格というのは公開されるんですか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）こちら、今お手元にお配りした資料が契約調書ということなんです、こちら業者に通知を促す際に、下の住民情報コーナーのほうに入札調書という形で、予定価格、最低制限価格を記したものは公開してございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第53号 工事請負契約の締結について（熊取町立北小学校トイレ改修工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）紺屋上橋の入札結果がこれになったんですが、橋から見たら幅は狭いですよね。朝



代大橋のとき8,000万円ぐらいやったと思っているんですが、この工事の内容、隣の歩道が1つありますけれども、非常に曲がりくねった複雑な形状で、車道の幅を広げるという工事になっているんですが、これ、内容を大まかに説明していただけますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）現状、車道と歩行者用の橋梁というのは分かれて架設されておりますが、今回は車道と、横に歩道もついた一体の橋梁にかけかえさせていただきます。

すみません、資料10のところに記載させていただいておりますが、橋長としては11.1メートル、橋梁の幅としましては11メートルということになっております。現状よりはかなり広く、それとカーブも若干緩くなるようには設計させていただいております。ただ、地形上、現場の条件上、若干のカーブは入りますが、今よりは通行しやすく安全対策もとれているというふうに認識してございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）この図にありますように、歩道があって、さらには橋を渡って紺屋側に行ったときに、広い膨らみがありますよね。結構それが、そこに自動車待機しているようで隠れているようなあれになって、結構通行としては危ない通行になるんじゃないかなと思うんですが、その辺は車道をもう少し中家のほうに寄せて、その辺の歩道をちょっとしぼめるとか、その空き地を変えるとか、そういうことも配慮されているんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）ご指摘のとおり、この図面でいきますと、下側からちょうど中家住宅の国道170号の交差点からは、車道と歩道が整備された路線ということになっております。車道のほうも十分幅員を確保した分になります。橋梁を渡って、図面でいきますと上側になると、車道幅員も若干狭くなっております。歩道としては形態はとれておりますが、今回、この橋梁のかけかえにあわせて、これでいきますと、ちょうど図面のほうで町道五門七山線と記載のあるところ、あと、町道五門久保小谷線、この2路線がT字で交差するところまでは、道路の拡幅と歩道の設置もあわせて計画はさせていただいております。ただ、事業費の関係で、今年度は橋梁のかけかえをさせていただいて、引き続き来年度、その部分の道路の拡幅と歩道の設置というのをさせていただく予定ということになってございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）重光委員。

委員（重光俊則君）この道路で、煉瓦館でイベントがあったとき、非常に多くの車がここで入ってくるのと出るのと両方から来るので、これ物すごく複雑なんですよね。だから、このときに煉瓦館から出るときの道を、やっぱりもう一本ふやしたほうがいいんじゃないか、ここは入るだけにするとか。そうしないと、入ってすぐの駐車場へとめている車が出ようとするのと入ると、かなりそれが複雑な動きしないと回避できないような状況になっているんですよね。

やっぱり、煉瓦館に入る車の方向を一方通行にするとかその辺を考えないと、あそこで橋を渡ってすぐのところで両方の対面通行があるという、本線のほうと煉瓦館側と。その辺はやっぱりもうちょっと考えて、煉瓦館への車の通路を考える必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）すみません、最初に、ちょっと先ほど私、答弁の中で、町道五門久保小谷線と答えたかと思いますが、すみません、町道大久保野田七山線の間違いです。訂正させていただきます。

それと、今、委員からご指摘のある煉瓦館への進入の分につきましては、一応道路事業としては現状のままを確保させていただくという予定になってございまして、出入りをふやすとかいうのは予定には入ってございません。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑ありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）今回の工事で狭かった狭隘のところが広がるということで、前からいろいろ課題のあったところが解決されるわけですけれども、反面、交通量がふえたりスピードがアップしたり、そういうふうな危険度も考えられるわけですけれども、この法線を考えられるに当たって、泉佐野署とどういうふうな協議をされたかちょっと教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）設計に当たりましては、まず、道路構造令という法律というか基準がございますので、まず、ここだけではなく道路構造令にのっとった道路設計というのをさせていただいています。その中で、警察のほうと協議させていただきまして、一応警察のほうからはご了解いただいて、現状の形で入札をかけさせていただいているというところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）先ほどの資料10のところなんですけれども、幅が11メートルということで、道路の構成をちょっと教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）車道自体は7メートルになります。3.5メートルが2車線ということになりまして、歩道自体は2メートルということになります。あと残りの部分については、地覆であったりとかいう部分になりますので、一応道路の構成としてはそういう形になってございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）たしか本会議でこの契約金額等を説明されるときに、随意契約で水道の水管橋の工事の話が出たと思うんですけれども、それ、契約金額がわかれば教えていただけますか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）こちら随意契約ではなくて、今回の橋梁の工事と水管橋の移設工事を合冊ということで2つまとめて発注をしております。水道のほうの、まず工事名ですが、紺屋上橋水管橋移設工事でございます。こちらの契約価格が、税込みでございます、1,192万9,500円となっております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）先ほど重光委員への説明にもあったんですけれども、町道大久保野田七山線と町道五門七山線との交差点、このあたり、いつも町道五門七山線の紺屋の中心部が狭いんで、対面も大きな車が来たらしくいような状況なんですけれども、広いところから狭くなるどころ、今バリアカーか何かやっていますけれども、こちら辺の対応については当然泉佐野署との協議をされたと思うんですけれども、今後の工事であるということも先ほど答弁いただいたんですけれども、これについては契約金額の関係で議会に出てくる可能性もない場合もありますので、またこの情報がわかれば、資料を提供いただきたいと思います。

それと、今回の工事に関して国の交付金、補助金はどうなりますか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）交付金のほうはいただく予定というか、交付金を前提に工事のほうをさせていただいておりますので、一応55%いただく予定になってございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑、渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、工事の関係ですけれども、ここ結構交通量も多いし、煉瓦館を利用されている方も多いんで、工事中というのはいつごろになって、通行規制とかどういうふう

されるのか、ちょっと教えてください。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）当然、今回橋梁のかけかえということになりますので、全部橋を壊してしまっ  
ての工事ということになりますので、当然車両のほうは通行どめでさせていただく予定で考えてお  
ります。

工期のほうが、これ、本会議のほうで最終日に議決いただいてからの工期ということになります。  
通常約1カ月ぐらいが準備工というふうに考えてございますので、11月初旬ぐらいから現場のほう  
には順次着手。ただ、先ほどもありましたように、水道の移設であったりとか、あわせて関電、あ  
と大阪ガスの移設等も関連してきますので、実際橋梁に係る通行どめがちょっといつかというのは  
これから業者と打ち合わせをさせていただいてから決定することになります。やはり11月中旬か  
ら下旬ぐらいから通行どめになるのではないかとというふうに、橋梁を壊すというような工事にかか  
っていくのではないかとというふうに考えてございます。

それから、車両については、当然通行どめということになりますので、今考えているのが、資  
料10の図面でいきますと、一番左側あたり、国道170号と斜めに分岐している町道がござい  
ます。これ町道大久保野田七山線になるんですが、ここを使って迂回していただくようにご案内させて  
いただきたいというふうに考えてございます、車両については。

あと、歩行者の方については、ちょうど橋の手前に中家住宅のちょっと広場というか、裏の部分  
にスペースがございまして、そちら教育委員会のほうに一応協議させていただいて、歩行者の通  
行ルートということで確保させていただきたいというふうに考えてございますので、橋の手前をそ  
のルートに入らせていただいて、ちょっと右側へ行ったところに小さい橋が、歩行者が通っていただ  
ける橋がございまして、それを渡ってもとへ戻っていただくというようなところで考えてござい  
ます。

それと、工事期間中は、この煉瓦館自体の車両の乗り入れというのは、ちょっと現場付近でとめ  
させていただく可能性も十分ございますので、その際は、今この町道大久保野田七山線を右側のほ  
うへずっと行っていただいて、ちょっと図面には出ていないんですけども、煉瓦館の裏に臨時駐  
車場がございまして、その臨時駐車場に直接入れる通路がございまして、その通路を使って煉瓦  
館のほうに入らせていただくというような予定で考えてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）歩行者についてはそういうので橋とかスペースをとってできるかと思うんですが、  
車がなかなか迂回路というのが、今も説明ありましたが、道狭いし、迂回、ちょっと大変なん  
かなというの思いますので、しっかりと通行規制というか、案内する方をしっかり設置して  
いただいてやっていただき、事故のないようにしていただきたいなと。これは本当に懸念であ  
った橋かけかえなのでぜひともやっていただきたいんですが、その辺のところをちょっと危惧  
いたしますのでお願いしたいと思います。

もう少し真っすぐになるのかなと期待していたんですが、そこがちょっとやっぱり見通し悪  
いかなという感じを持って、何とかなれへんかったかなというのはちょっと思うんですけ  
れども、お願いしておきます。

もう一点だけ、今回、これ橋本建設というところがとったんですけれども、この橋本建設、今  
ちょっと災害のあった美熊のところの河川、雨山川のところ災害復旧工事、そこも橋本建設  
が落札されて、今執行していくところなんですけれども、これ同じように今回この工事も  
橋本建設になっているんですけれども、一応これは制限付一般競争入札から、そこ同  
じ業者に落札、くじ引きで決まったんでそこは別に何もあれなんですけれども、指  
名しないというんですか、指名じゃないから仕方ないかわからへんのですけれど、同  
じ業者に当たらないようにとか何かそんな考えとかいうのはなかったんでしょ  
うか。

委員長（浦川佳浩君）井口総務課参事。

総務課参事（井口雅和君）今回の紺屋上橋橋梁架替工事についてですが、こちらは制限付一般競争入札の執行でございますので、こちらから業者を指名した経過ではございません。

指名競争入札による工事では、おっしゃるように、手持ち工事のある業者は指名をしないという指名競争入札要綱のほうで定めてございます。今回、こちらの制限付一般競争入札の対象が、土木工事についてのA等級の業者、普通河川雨山川と同じ対象の業者でありましたので、たまたま今回紺屋上橋のほうの制限付一般競争入札に橋本建設が参加をされた。入札結果のほうは、もうご存じかと思いますが、8社のほうが同価の最低価格になりまして、くじ引きにより落札候補者順位を決めました。そこで、落札候補者順位の1位が株式会社橋本建設になられたと。

あと、制約としてですが、それぞれの工事施工現場での技術者の配置が重複すればそれは当然違反になりますが、そちらのほうの確認は終えてございます。別の方が現場責任ということでつかれるということを確認をしてございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第54号 工事請負契約の締結について（紺屋上橋橋梁架替工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第56号 町立小学校給食用備品の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）1点だけ。

本会議でも重光委員がICTの戦略というか、国のほうも力を入れて法律も整備し、また今後、来年度の概算要求でも文部科学省のほうから補助金を出したいということを出ているのを聞いておりますので、今後これは充実されてくると思うんですけども、住民の方から、学校のホームページの充実を私もちよっと意見を聞いておりまして、現在のところ余り積極的にやっ

いんじゃないかなと。

見られるのが1校か2校かあったと思うんですけども、特に学校行事の、時間的に大変やと思うんですけども、写真だけでも簡単なコメントだけでも載せてもらったら状況がよくわかる。学校行事、大きなものだけでもいいと思うんですけど、そういうようなところは充実されてくる中で、一般の住民の方が学校の情報を知ると。通学されている子どもたちの保護者の方はそういう情報もプリント等が入ってくると思うんですけども、そのあたりご意見あれば教えてください。

委員長（浦川佳浩君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在、学校のホームページに関しましては、容量等さまざまな問題等から、教育委員会のほうで年度当初に一括して学校のほうからそういうホームページにアップする情報をいただいて、教育委員会のほうで一括してアップしているというふうな状況でございます。ですから、現段階では、各学校ごとにその都度その都度更新するという形はとらせていただいているというのが状況でございます。

今後、それを担当する者がどういうふうに変任していただけるか等も含めて、当然ながらパソコン等が充実していく状況の中で、ホームページに関しましてもどんなふうな形でやっていただけるのかということ、学校長を含めて、今後、教育委員会とともに話し合いのほうをしていきたいなというふうに思っております。

委員長（浦川佳浩君）田中委員。

委員（田中豊一君）ぜひ、環境が整えば積極的に進めていっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第57号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）次に、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）この中に、地方特例交付金とか分担金とか負担金とか、いろいろところで国・府のお金が増減されているわけですけども、この子どもの無償化に対して、例えば10ページの一番上は交付金がふえているけれど、13番目は6,300万円減っているとか、その辺が子ども・子育ての幼児保育の無償化について、今年度補正せないけないのがここへ書いてあると思うんですけど、その辺をまとめてちょっと説明していただけますか。

委員長（浦川佳浩君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）そうしましたら、今回、幼児教育・保育の無償化に係る分の10月以降半年分の予算を、この9月補正に上程させていただいているんですけども、基本的には議員全員協議会でありますとか重光議員からの一般質問時にご配付させていただきました資料、単純にそれを2分の1した金額がこの9月補正のほうには上がってございます。といいますのは、そもそもこの当初予算の編成をした、積算した数値をベースに、重光議員からの一般質問時の資料も作成してございますし、この9月補正のほうも作成してございますので、基本的には2分の1という形をお考

えいただければと思っておるんですけども。

ただ一点、11ページが一番上にございます地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金のほうでございます。これは今年度、半年分に限ってということで、いわゆる無償化に係る法令上の負担割合に基づいて、市町村が負担する部分について交付されるものということで、初年度、令和元年度のみ交付となっております。

こちらにつきましては、基本的には10月分の基礎数値に基づきまして、12月ごろに照会があり、3月に交付される予定ということになってございます。その金額が7,329万1,000円となっております。その金額が7,329万1,000円となつてございまして、こちらのほうにつきましては、いわゆる無償化によって町が負担減となる部分もございすけれども、その部分は加味してございませぬ。単純にふえる、例えば町立の保育料が10分の10町負担になってございすので、その部分が公立保育所の保育料が約4,300万円の中にも含まれてございすし、あと、民間保育所、幼稚園等々の町負担分4分の1負担分です、保育料の部分の4分の1負担分、そういったものがこちらのほうに入つてございす。

あとは、副食費につきましてのいわゆる免除対象となる方の分の負担分でありませぬとか、そういった部分がこの臨時交付金として計上させていただいているという状況でございます。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませぬか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）17ページの学童保育運営事業、これは西学童の児童数増加に伴う新しいユニットの設置に係る分だと思いますが、この点についてちょっとご説明願います。

委員長（浦川佳浩君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）こちらの整備につきましては、委員おっしゃるとおり、西学童でございます整備に係る分でございます。

西学童につきましては、もう委員ご存じのように、本年4月に新たにユニットのほう、旧のユニットを撤去いたしまして、待機児童を出さないということで新たなちょっと規模の大きいユニットハウスを設置して、今年度4月から運営しているところでございすけれども、この6月に、次年度、令和2年度の入所希望調査というのを全学童保育所で実施いたしました。その結果、やはり西学童のほうでは、現行の施設では待機児童が発生してしまうという結果になってございす。それを受けまして、来年4月1日の入所を確実に待機児童を出さないように受け入れるということで、今回、現学童保育所と隣接している西小学校の敷地内に新たにユニットハウスのほうを設置いたします。

そちらのほうにつきましては、基本的には西小校区につきましては、宅地開発等もちょっと進んでございまして、やはり児童数も今後ふえるという見込みをうちのほうも立ててございす。そういったことを含めて、ちょっと今後の見込み増加分も加味した形で、新たに西小学校敷地内にユニットハウスを設置し、来年4月1日、待機児童を出さないで受け入れるといったような整備の内容になってございす。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）西小の児童数の増加というのはどれぐらい見込んでいるんですか。

委員長（浦川佳浩君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）西小校区の児童数の推移の見込みなんですけれども、ここ2、3年は、各学童、校区とも児童数は当然伸びてございす。多分、女性の就業率の増加でありますとか共働き世帯が増加しているというところで増加をしておるんですけども、基本的には平成29年度からの児童数の伸びというのを出してございす。

西学童に至りますと、それが一番高くて、毎年3.3%ずつ児童数が伸びておつたという状況でございまして、向こう5年間の、5年先の児童数、その数字に基づき試算した場合、あくまでも見込みでございすけれども、現施設では55人の児童数が入れないという形の見込みが出てきました。ですので、先ほど申しましたように、この5年先児童数が全て受け入れられるような施設を、今回、西小学校敷地内のほうに整備させていただくという形をとらせていただいております。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）いや、私が質問したのは、小学校の児童数そのものがふえるのかということでお聞きしたんですが、その辺はどうなんですか。

委員長（浦川佳浩君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）すみません、小学校の児童数につきましては、西小校区につきましては、やはり緩やかには減少傾向かなというところではございます。ただ、そこには転入とかは加味されてございませんので、ただ単に子どもが試算している中では、年齢を1年ごとに送っていつているだけでございますので、例えば0歳とか3歳のお子さんの今現在の人数をそのまま年次お送りをして、5年先までの人数をカウントしているだけです、そこには転入とか自然増というところは全く加味されてございません。

です、先ほど申しましたように、西小校区ではやはり宅地開発も進んでいるということで、今後やはり入所児童数の増、当然共働き世帯の家庭もふえてくる見込みであるということで、見込んでいるという状況でございます。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）15ページのシティプロモーション事業の委託料55万円なんですが、本会議のときにFunMakeとの包括連携協定によってユーチューバー育成の講座を開設するというところの説明があったんですが、ちょっともう少し詳しく教えてください。

委員長（浦川佳浩君）橘企画経営課長。

企画経営課長（橘和彦君）今回のシティプロモーション事業でございますが、そもそも昨年、30年から始まりました第4次総合計画の柱の一つでありますシティプロモーション、この中に、「めざすべき10年後のまちの姿」ということで、「住民が“町の魅力を拡散する担い手”となり、行政と住民が一体となった戦略的なプロモーションを推進しています」と、こういう目標を掲げております。その取り組みとして、「まちへの愛着を醸成する取組を進めるとともに、参画意欲の高い住民を増加させ、行政と住民が一体となったプロモーションの基盤を構築します」という目標を掲げております。

今回、民間事業者である株式会社FunMake、こちらの会社は多くのユーチューバーを抱えていまして、そのユーチューバーの管理をするような会社なんですけれども、そちらと包括連携協定で、このプロモーション事業に対しての協力を得られる形をとらせていただきました。

その中で、こちらで今回すぐに具体化できる事業としまして、ユーチューバー養成講座を事業者といろいろな内容を組み立てていっておるんですけれども、その中で、住民の皆さんにユーチューバーになっていただく、住民目線でそれぞれ熊取町のいいところを配信していただきたいと思います、そういう取り組みと考えてございます。これまでも、私もそうですし、いろんな担当者が町の動画をいろいろ撮影してつくって、民間事業者も委託してやったりしてホームページ、ユーチューブに上げたとしても、カウントで5,000、6,000行ったり、数百で終わる、そういうのもございます。

今回、株式会社FunMakeのトップユーチューバーの方が、協定締結する前に、実は熊取町のレストランといいますか、くまコロを紹介する動画を上げていただきましたら、現時点で3万4,000回数ぐらい、やはりあります。いわゆるインフルエンサーとしてこの株式会社FunMakeのユーチューバー、これを活用することによって一定の効果もありますし、もう一つは、住民の皆さんにやはりユーチューバーになっていただいて、住民目線で動画を配信していただければ、それだけで我々が行き届かない部分のプロモーションにもなるのではないかとということで、今回させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。今、子どもたちが何になりたいかといったらユーチューバーになりたいという、何かそういうのもすごい、1番ぐらいにそんな上がってくるらしいんですけ

れども、今、そういったユーチューバー養成講座を開設、やっていただくということで、対象は子どもも入るのでしょうか。

委員長（浦川佳浩君） 橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君） こちら、先方といろいろ調整はさせていただいている中で、まず、年齢を別にしまして、やはりユーチューバーの中にもさまざまな方がいらっしゃいます。炎上系もあればというところで、今回、株式会社FunMakeと議論する土台として、まずは、いわゆるリテラシー、ユーチューバーリテラシーというのかネットリテラシーというのか、こういうのをきっちり教える内容にはさせていただきたいということをまず大前提とさせていただいております。その中で、対象年齢をどうするかと、より若い小学生とかも含めてどの辺まで下げるかということで協議した結果、現時点では、一応小学校5年生以上を対象としたいと考えております。

ただ、若年層に関しましては保護者同伴で来ていただくような、そういう内容で今組み立てて進めているところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。すごく楽しみにまたしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。子どもたちの発想で熊取町をPRしていただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

その下の、地方創生推進事業につきましても、ちょっとご説明をお願いします。

委員長（浦川佳浩君） 橘企画経営課長。

企画経営課長（橘 和彦君） こちらにつきましては、平成27年に策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらの期限が今年度で終了を迎える形になります。5年間の5年目という形になっております。

国のほうも、今年度に入りましてやっと国の戦略の見直しを今、年内に完了させる予定で作業を進められていると。当然、国からは推進交付金も、一部観光DMOということで9市4町でいただいている交付金もありますので、今後も戦略が必要にはなっていないと思います。どういう形で戦略の改定を行っていくかというのも議論をしておったんですけども、国の動きも少しぎりぎりになった部分もございますので、今年度残りの下期で会議、まち・ひと・しごと創生推進会議というのを持っておりまして、今、年1回のKPIの判定のほうにご意見いただいているんですけども、それをもう一度委員のほうも組み立て直しも含めまして、下期で会議を行いまして、戦略の改定、これを目指していきたいと。

その中では、国の戦略の動向もありますし、当然国の戦略を受けて大阪府の戦略の改定もありますので、一定足並みをそろえる必要はあるんですけども、それを見てやっていると遅いということもありますので、同時並行的にこの下期、しっかりと戦略の改定を進めていきたいということで、この会議の開催のための経費ということで、今回、補正予算を計上させていただいております。

以上です。

委員長（浦川佳浩君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。戦略の改定も含めてということですので、しっかりと国の補助金を獲得できるような、そういう事業の項目等、もう一度しっかりと見直しをしていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

委員長（浦川佳浩君） ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 19ページの都市計画一般事務経費、これについてご説明願います。

委員長（浦川佳浩君） 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君） ご質問いただきました都市計画一般事務経費、上の旅費から下の有料道路通行料まで、目的は1つでございます。

昨年度より、駅西に関連いたしまして、事業地の測量をする並びに泉佐野市との行政区の確定の



ために、河川の境界等についてもあわせて測量、地権者による立ち会いなどを実施していましたが、この関係地の中に、はるか以前から相続登記がなされていない土地が存在しました。

これにつきまして本町で調査を実施しましたところ、何人か所有者の方が登記簿に載っているんですが、一部が相続人不在、それから、残る関係人が約40名程度というところまで調査でたどり着きました。現在、そのうち30名の方とは郵送等で連絡がとれている状況となりましたので、下半期に向けて、このあたりの土地の境界について整理していきたいと思っております。ただ、今後境界確定に当たっては、所有者の方の署名押印等を頂戴する必要がありますのですが、一部遠隔地にお住まいの方もいらっしゃるから、こちらのほうに要求させていただいています旅費を初め有料道路通行料、自動車借上料等の予算措置が必要になったものでございます。

それから、先ほど一部が相続人不在と申し上げましたが、相続人不在の部分につきましては、所有者にかわる財産管理人の選任の申し立てを裁判所に行く必要があります、それについても弁護士費用等、それから家事予納金、裁判所への予納金ですね、について、あわせて予算化させていただいているものでございます。

以上でございます。

委員長（浦川佳浩君）坂上委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。ご説明ありがとうございます。

その点については理解したんですが、ちょっとこの駅西整備については若干気になる点がございまして、というのは、今後、地権者との交渉というのが始まっていくと思うんですけども、以前、こういう場とは別のところでお聞きしたときに、地権者についてはおおむね了解いただいているようにお聞きしていたんですが、この駅西整備の中に2階建てのアパートというんですか、ハイツがございましてね。そこも立ち退き対象になると思うんですが、その地権者の合意は得ているような話をお聞きしていたんですが、そういう場合に、そのアパートに現に住んでいる方々についての説明とかそういうのはされているんでしょうか。

委員長（浦川佳浩君）山原道路課長。

道路課長（山原栄次君）まず、その集合住宅の所有者の方、合意を得ているということではなくて、事業に対してのご理解はいただいております。ただ、これから土地価格が幾らであったりとか、その物件の移転費用が幾らであったりとか、それはまだこれからのことですので、事業自体のご理解はスタート時点からいただいておりますが、まだこれから交渉に入るところでございますので、そこについてはまだ未定というか、まだ確定はしていない状態でございます。

あと、あわせて、現在集合住宅にお住まいの方にも当然これから説明はさせていただくことにはなるんですが、まず所有者の方の合意をいただいてからでない、その方々が先に転居してしまったりとかいうことになりますとちょっと困りますので、一定その辺は所有者の方と協議させていただきながら、タイミングを見て現在お住まいの方にも交渉のほうに入っていくというふうにご覧させていただきます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）17ページ、都市計画費。これは条例の制定でたしか出ていたと思うんですけども、空家等対策審議会委員の報酬ということで出ていましたんですけども、この15万5,000円の内訳、これ、条例の別表を見たら、委員長、会長と委員の日額が出ているんで、2回ぐらいの開催かなという感じはするんですけども、今年度条例が成立した後、何回ぐらいの開催で、たしか人数は10人程度ということをおっしゃったと思うんですけども、どういった方をお願いするのかお聞かせください。

委員長（浦川佳浩君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）本件につきましては、過日、事業厚生常任委員会でもご質問いただきました。委員おっしゃるとおり、条例に伴う審議会の報酬に係る予算でございます。

人数につきましては、条例議決後、正式な選任に入ろうと思っています。10名以下で、専門委員のイメージとしましては、建築の専門家、あるいは法律、権利関係の専門家、それから不動産等の専門家というようなところの視点から選任してまいりたいというふうに考えております。

それから、おっしゃるとおり、今回につきましては、今年度は差し当たり空き家対策計画の策定というものを目的としておりますので、審議会については2回程度の開催というふうに予定しているところでございます。

以上です。

委員長（浦川佳浩君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第60号 令和元年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（浦川佳浩君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「12時36分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

浦川佳浩

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 令和元年9月13日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	坂上昌史	副委員 長	江川慶子
	委員	田中圭介	委員	鱧谷陽子
	委員	文野慎治	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	副町 長	中尾清彦
	教育 長	勘六野 朗	総合政策部長	南 和 仁
	総合政策部理事	明松大介	総合政策部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林 利 秀	住民部長	巖根晃哉
	住民部理事	田中耕二	健康福祉部長	山本雅隆
	健康福祉部理事	山本浩義	健康福祉部理事	木村直義
	都市整備部長	矢部義雄	都市整備部理事	阪上敦司
	会計管理者 兼会計課長	中谷ゆかり	上下水道部長	山戸 寛
	教育次長	貝口良夫	教育委員会 事務局統括理事	吉田茂昭
	企画経営課長	橘 和 彦	人事課長	道端秀明
	住民課長	山戸由紀美	環境課長	島尾 学
	環境センター 所 長	椿原康雄	介護保険課長	根来雅美
	障がい福祉課長	野原孝美	保険年金課長	阪上正順
	まちづくり計画 課 長	馬場高章	上水道課長	大西順二
	保育課課長補佐	仲村亮彦		
事務局	議会事務局長	藤原伸彦	書 記	藤原孝二

### 付議審査事件

- 議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
- 議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例
- 議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）
- 議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くさ

れ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長(坂上昌史君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長(坂上昌史君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長(坂上昌史君) 初めに、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第46号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) おはようございます。少しお聞きしたいので、お願いします。

まず、太陽光発電の今現に既存されている業者に対しては縛りがなかなかないのかなというところのものなんですけれども、第14条から第18条までに関しては全ての業者について適用するというところで載っておりますが、千葉県で台風が今週ですか、起こったときに、台風により災害発生した場合に太陽光のパネルが燃えてという台風による災害があったかなというふうに思うんです。そのときに、これは条例で縛られるかどうかというところなんですけれども、業者に対して災害補償に入っているかというところとか地震保険であるかというところとか、そのようなこともしっかりとやっていたらいいような条例ではなくていいのかなというふうに思ったんです。その辺はいかがでしょうか。

委員長（坂上昌史君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） この条例ではそこまで問うているものではないんですけれども、国のガイドラインでは、当然、廃止した場合に撤去する費用を積み立てるということ、そういう計画を立てなさいということになっています。ですから、国の申請、認可を受ける場合には、廃止のことも考えてどういうお金の積み方をしますというところまで計画を立てているはずでございますので、どうなっていますかというようなことは、維持管理については当然上がってきますので、町としても伺いしていくと。国では申請を出されているというのを町のほうへ、協力してくださいという形で条例にも書いてありますので、当然そういうデータをいただいて、こういうふうになっていますよねということで町と事業者もお話しさせていただくという形になるというふうに考えております。

委員長（坂上昌史君） 二見委員。

委員（二見裕子君） 太陽光発電自体はメーカー保証とかで壊れたものに関しては修理とかというのもあるかなと思うんですけれども、その辺、国のガイドラインではそれに準じたようなことで廃止したときというふうにおっしゃっているんですが、一番住民が今現在太陽光がなされていて心配されるのは、台風とかあったときに飛んできて、それが災害による被害である場合というのは補償されないというところがあったりするじゃないですか。そう思ったときに、これから設置していただける業者に関してはその辺のところ、損害賠償保険というものもしっかりと入っていただくようなものがこの条例でくくっていただけたらなというふうに思うんですけれども、それはやっぱり難しいですか。

委員長（坂上昌史君） 島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君） 議員全員協議会でもご説明いたしましたけれども、スピード感を持ってということで、大阪府が策定いたしましたひな形をもとにスピードをもってつくるということに主眼を置きましたので、そこまで到達していないということはあるんです。

そもそも、国のガイドライン上でいろいろな法令に従うことということがありまして、その法令には準拠しているといえますか、満たしているということで、国も一定認可を与えておると。その中には当然、電気事業法、これは国のほうへ直接申請が行くんですけれども、事業用電気工作物設置に伴う届け出とか、規模にもよるんですけれども工事計画保安規定の届け出等、こういったものも国のほうにはされておるといような状況で、これは大阪府と情報共有して、町はまた大阪府と情報共有するというようなことになっておりますので、こういったことからいろいろお話をさせてもらうことになるのかなというふうに考えております。

委員長（坂上昌史君） 田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君） 少し補足させていただきます。

今回の千葉県等のほうのことも想定していただいているところで、災害時、起こったときの対応というところなんですけど、基本的に法的には、もちろん設置者に対応義務があるというのはもちろんでございます。そのときにまず保険を掛けるか云々か、ここまで現時点で施設としての強制というのは、なかなか条例では現時点では難しいのかなと。ただ、そこにつきましては我々も当然、事前協議も含めて業者とお話ししますので、その辺の保険の加入状況であるとか、できれば入っていただくような形のお話ですとか、もちろんさせていただきたいと。ただ、入る入らないというのは会社の判断になってくるというところがございますので、義務という形ではやっぱり難しいのかなというところがある。

もう一点、万一そんな中で業者がなくなってしまった場合というのはどうなるんだといえますか、これも基本的には民法に規定されておるんですけれども、そういった業者がなくなった場合で生活環境の保全上に非常に影響があるというときというのは、土地を貸している方が対応しなければならないという規定がございますので、土地を貸している方になると。その辺の土地を貸すときの契約、この辺についても我々目配りをしていきたいなというふうに考えていますので、その辺、

運用をしながら我々もスタートさせていただいて、勉強をさせていただきたいなというところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。事業者だけでなく、土地の貸し主にもしっかりと話をさせていただいてということですので、またよろしく願いいたしたいと思います。

委員長（坂上昌史君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ちょっとお伺いします。

第11条の第5で、町長は、届出を受けた業者が他の市町村の区域の環境に影響を及ぼすと認めるときは、行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができるというふうになっているんですけども、岬町のほうでは、町長は必要のあると認めるときは、業者に対して必要な措置を講ずるよう措置または助言を行うことができるとありまして、こっちのほうが強いのではないかなど。業者から意見を求めるだけではなく、やっぱりいろんな意見が出てきたときにその辺に対しての措置を求めるといぐらいのことが言えないものかなというふうな気がします。

やっぱりいろんな問題が出てくると考えられますので、住民には協力を求めると書いてあるんですけども、業者のほうにもきちっとした協力というか、住民の立場に立っての協力を求めるというふうな文言ができないものかと思うんです。その辺についてはいかがでしょうか。

委員長（坂上昌史君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）そのことにつきましては、第17条、指導、助言及び勧告というのがございまして、「町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。」というふうになってございます。

第2項の第7号なんかに「太陽光発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがある」と認めるとき。」ということがございますので、やっぱり重大な影響があるということであれば、当然指導していくというようなことでございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第47号 太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員（江川慶子君）おはようございます。

国のほうが保育料無償化という看板を上げて始まったこの制度なんですけれども、実際にふたをあけてみたら完全無償化ではないということで、とても危惧しているところなんです。

まず1点目は、現行の保育料から副食費など無償化になっても徴収することになるんですが、逆転する現象というのはいないかどうか確認させてください。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）おはようございます。

そうしましたら、副食費が委員おっしゃいますように、これは今回無償化の対象外ということで、せんだってから本会議のほうでもいろいろご説明はさせていただいているところでございます。ご質問の逆転がないのか、まず結論から申しますと、そういった該当される世帯の方はございません。仮で申し上げますと、例えば保育認定を受けていらっしゃる3、4、5歳の方でしたら、いわゆる住民税非課税世帯ということで現行、月額4,200円の保育料がかかっているんですけども、先般いろいろご説明させていただいておりますように、年収が360万円未満相当世帯の児童に係る副食費と、あとは、所得にかかわらず第3子以降のお子様については副食費は徴収免除となつてございますので、今申し上げましたように、現行今4,200円保育料をいただいておる世帯につきましても、ここはもう非課税世帯ということですので、保育料も副食費も両方とも免除という形になって、逆転現象が起こる階層はもうないということでご理解いただきたいと思います。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。保育料無償化になったのに、副食費を取ることによって保育料より高いというようなことが実際に起こってはいけないと思われましたので、まずその点、確認させていただきました。

次なんです、副食費と主食の兼ね合いなんですけれども、主食については議員全員協議会でもそういうお話は余りなかったんですが、主食の取り扱いはどうなっていますでしょうか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）いわゆるお米やパンなどの主食費でございます。こちらにつきましては、現行の制度でいわゆる2号認定と言われている3、4、5歳の保育が必要とされるお子さんの部分につきましては、主食費は国のほうは実費徴収という形の取り扱いになってございますが、本町におきましては、主食費については現行も従来よりも徴収はしていないという形になってございます。

1号認定、いわゆる教育部分でございますので幼稚園でありますとか認定こども園の教育部分で入所されているお子さん、こちらにつきましても、主食費、副食費ともに現行も実費徴収という形になってございますので、ですから、現行の1号認定のところ今回2号認定が国の制度上、一緒の制度に合わせにいったというような形になってございますけれども、主食費については、無償化後も本町におきましては引き続き実費徴収はしないという形をとる予定でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）本町のほうは実費徴収しない。認定こども園は実際に今までは取っていたので、4,500円プラス主食費として1,000円から2,000円ですか、それを上乗せして取るということはしないということでしょうか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）主食費につきましては、認定こども園の1号認定のところ、そこは主食費は徴収されます。現行と一緒にされるんですけども、ただ、やはり保育の部分、認定こども園とかでしたら同じ食べ物を食べているわけなんで、保育部分と。その辺は当然、1号認定になると登園の日数とかも違いますので、できるだけ乖離はしないようにということで、大体今のところ主食費、副食費を合わせもって月額5,000円程度、主食費500円程度なのかなということで、今、施設のほうは余りにも乖離しないようにということで調整いただいている状況でございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）そしたら、確認のために聞きますけれども、公立保育所だとか保育所関係は副食費というのが発生して4,500円、認定こども園の場合、それも1号認定ですから前の幼稚園の部分ですよね。教育標準時間認定というんですか、そういう支援法に変わったんで、1号認定の該当する子どもたちは副食費と主食費のお金を認定園が徴収すると。それが大体5,000円ぐらいだろうというお話ですが、それはあくまでも認定園が決める金額であるということですね。だから、またそれも金額を把握しておいていただきたいんですけども、それであっても保育料と逆転することはないという認識でよろしいですか。



委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほどの副食費の徴収免除のところでご説明すればよかったですけれども、先ほどご説明いたしました年収360万円未満相当世帯、あと第3子以降の副食費は徴収免除というところにつきましては、これは先ほど委員から出ましたように、子ども・子育て支援制度が適用されている施設についてのみ徴収免除となる制度でございまして、いわゆる新制度に移行していない私立の幼稚園でございます、本町の場合1園ございますけれども、そちらにつきましては適用されないという形になってございます。

ただ、そうすると非常に不公平感が出ますので、委員もご存じのように補足給付事業というのがこの10月1日から主食費についても適用されるように国のほうで今、改正が行われているところでございます、本町におきましてもその補足給付制度を適用いたしまして、幼稚園の通っていらっしゃる方のいわゆる同じように年収360万円、低所得であったり第3子以降、同じような形で、副食費4,500円を上限に免除と。これは国・府・町それぞれ3分の1ずつ負担いたしまして、徴収免除の負担をさせていただくということなんで、委員ご心配されておりますように、幼稚園、また認定こども園の1号のお子さんにつきましても逆転現象というのは一切起こらないとご理解いただければと思っております。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。

無償化という看板を上げながら、実際には3号認定、生まれたばかりの0歳児から2歳児までの一番お金のかかる、親御さんにとっても負担が一番大きいところは今回無償化ではございませんよね。今までどおりの保育料ということで、ここも外されているということで、本当に無償化ならばと全部無償化にしてくれるような国の制度であってほしかったというのが非常に思うところです。

それで、国のほうの補助、重光議員もいろいろお聞きして、国負担分、府負担金ということいろいろ計算を出されています。保育に当たる公定価格、それについてもとても心配するところがありまして、子どもの安全、それから教育的な配慮、絵本だとか子どもの玩具ですか、そういったものについても以前よりも予算がちょっと削られているような状態の中でスタートし、また副食費の金額についても、4,500円というのが本当に曖昧で、もっとここに給食、食育なんでお金をかけているという園やもありますよね。そういうことも含めて考えると、出してくる公定価格というのが非常に矛盾があるなというのは、詳しく調べられている方は皆さんご存じだと思います。ですので、この点については本当に慎重にしたいなと思っておりますが、保護者にとっては一人一人は経費が安くなるという部分では、評価したいなと思っております。

もう一点お聞きしたいんですが、認可外保育所というのは、現在のところ熊取町は対象はありましたでしょうか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）現時点での認可外保育所ということでの届け出が、今現在認定されているところはないんですけど、ただ今回、無償化に当たりましては、ご存じのように認可外保育所に通われているお子さんの保育料につきましても無償化の対象となりますので、本町では大宮の、ちょっと具体的な企業名を出していいのかわからないですけど、企業の託児所がございすよね。そちらの事業所が今回該当になってくると。本町ではその1事業所のみでございす。

今回、その通っているお子さんの保育料を無償化するに当たって、認可外であるということの届け出が必要になってきます。その届け出は、既に先月、広域福祉課でございすね、3市3町で泉佐野市の。そちらのほうにされておって、職員のほうも現地に出向きまして施設の規模、内容でありますとか保育士の配置の基準、それは基準を満たしているという形で我々は報告を受けてございす。そこに通ってはる保護者の方につきましても、無償化のための申請が必要になります。保護者の方が申請いただかないと無償化の給付ができなくなりますので、その関係書類も事業者を通じ

て配布していただくご依頼はさせていただいているところでございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。

無償化と聞いて、これからまた需要がふえると思うんです。そういうときに、新たな事業として無認可の保育所を経営するという方が出てくると思います、多分。そうなると、やはり子どもの安全配慮、それから保育環境、絵本だとかもろもろ、安ければもうかるというような保育所にならないような点検というんですか、そういうのは何か考えておられますか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）先ほど申し上げましたように、あくまで無認可、認可外といえども一定届け出はきちっといただいた上で、また現場も現地を見させていただきながらその辺は確認をしていきたいと。当然、定期的に現地の立入調査というのも今後あるかというふうに考えてございます。

委員ご心配の点につきましては、確かにそういう形で、新聞等では保育が十分行われていないということは報道されるわけなんですけれども、基本的には都市部が多いのかなというふうにございまして、本町につきましては、まずもって現行の認可保育所、当然町立保育所も含めてなんですけれども、まずは待機児童を出さないという形で保育の質を当然確保しながら、そっちのほうを最優先で進めていきたいというふうにございまして、

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。保育の質を下げないように、熊取町の子どもたちが豊かに健康で過ごせるようお願いしておきます。

それから、泉佐野市、田尻町が副食費を徴収しないという決定をされましたね。それから、大阪府下でも幾つかそういうところが出てきております。今聞いているところでも、能勢町も償還払いでちょっとどうしようかなとか、そういうふうなお話も聞いています。ほかにもありますね、町村。大体、市よりも町村のほうが多いのかなと感じています。

それで、熊取町が、ほかの議員たちも質問やら発言されましたが、近隣、お隣も子育て支援ということで取らないのに熊取町はそこを徴収するということは、やはりそこは町としても頑張っただけ、国が無償化と言っているんやから、国がすべきところを補填する形で町のほうがしてほしかったなというのが思いです。その辺、何かありましたらお願いします。

委員長（坂上昌史君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、江川委員のほうからご指摘のありました近隣と比べてというお話でございます。無償化の話につきましては、委員おっしゃられるとおり、国のほうが無償化ということ进行全面に出してPRしてきたために、一部そういう全てが無償化であるというふうな誤解が生じてしまっているところがまず出発点というところになりますけれども、ただ、国はいわゆる義務教育というのを想定してございます。当然、授業料のほうは無償、ただし給食については実費徴収という、そういう流れを一定想定しておるということで、保育料というの、いわゆる授業料に相当する部分、ここはもう完全に無償にしましょうということでございます。

それから、やはり今一番問題になっているのは待機児童ということになります。国のほうも、無償化と同時に待機児童のほうも一生懸命やっつけていかなあかんということで、まずは0、1、2歳の待機児童が非常に多いところがありまして、国のほうはまずそちらのほうを重点的にやりたいという考えで、その分は少し非課税の分に限定しておるというような、そういうふうな状況やというふうにございます。

そういったことで、若干国の思いと、それから地方の思いとがずれておるというか、ボタンのかけ違いが最初あったのかなというところではございますが、ただ、先ほどから理事のほうからもご説明させていただいておりますとおり、今現行ご負担いただいているところからさらに負担がふえるということは全くございません。必ず、どの方も無償化ということでの効果が生じるという状況

になってございます。当然、低所得あるいは3子以降の副食費についても免除という国のほうも一定の配慮はなされておりますので、この制度については一定これで実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、あと1点、近隣との比較ということになりますけれども、熊取町の場合の特徴といたしまして、いわゆる公立の保育所、これが4カ所と、町の規模にしては非常に多いというところが特徴になってございます。議員全員協議会の資料でござんいただいご承知いただいていると思うんですけども、公立の保育所の無償化、これは町村が10分の10全額負担という制度が組まれてございます。したがって、こちらのほうで町のほうのかかなりの負担が出てしまっておるという状況でございます。近隣のところと比べましても、市の規模と比べましても公立の保育所がしっかり熊取町は頑張っておるといような状況がございまして、その辺も踏まえた中では、やはり今現行、国が示している無償化という制度でまずは始めさせていただきたいと。近隣との比較だけで話が進められないといような状況がございまして、ご理解をいただければと思います。

それから、町村のほうで副食費も無償化に動くという話も江川委員おっしゃっておられますけれども、そこも、今申し上げたように町村規模ですと公立の保育所というのはほとんど1カ所ぐらいになっております。民間のほうは何カ所もございまして、議員全員協議会の資料をござんいただければわかると思うんですけども、民間の保育所の場合であれば逆に一定の余剰が生じてくるという計算方法になっておりますので、そこで出た分を副食費のほうに回すといようなことも実施されるというふうに聞いてございます。熊取町の場合は、残念ながらその部分は回す余力も当然ございません。

しかも、この国の制度、先ほど来から申し上げておりますように低所得の方あるいは多子世帯の方にはかなりの配慮もされてございますので、これで熊取町のほうは実施をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）事情はよくわかっております。ですが、やはりその事情というのは町の事情なんです。子育て世帯の事情じゃないんですよ。熊取町がそういう事情だから、熊取町は努力しているけれども、熊取町にお住まいの方はお支払いくださいという形になってしまうんですよ。それは現状なんで、国の制度なんでそれ以上は申しませんが、不足部分は必ず国へ、ここはおかしいと、ここは直すべきだという意見を届けて、国ごと改善するよな政策をしっかりと伝えてほしいと思います。お願いしておきます。

委員長（坂上昌史君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）熊取町の事情やということではございますが、公立の保育所を4つ残しておるといのは待機児童対策にも当然なっております。非常に融通がきくと言ったらあれなんですけれども、待機児童対策にもなっておりますので、これは住民の皆さんにとって非常に有効な手段になってございます。熊取町としても決して財政的な事情だけで動いているというわけではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員長（坂上昌史君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）理事が申し上げたとおりでございますけれども、財政面ということで申し上げますと、国の無償化についてのさらなるサポート体制があるのかないのか、そういったものも見きわめていきたいというのが今の思いです。その中で、また熊取町にとってそういう判断ができる時期が来るかもわからないということでご理解願えたらと思います。

以上です。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）一定、見きわめの時間を欲しいということですよ。そのときが来るように期待しておきます。

国のほうの要望はしてくださるんですよ。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、委員からご指摘ございました無償化の対象分も含めてなんですけれども、現実、保護者の経済的なそういう援助ということでの子育て支援ということでの注目が集まっているんです。また一方で施設側のほうでも、今回新たに副食費の徴収ということで、当然これは事務が発生してくるといふところも出てきます。そういったところも町としては全面的にサポートしていく予定ではしておるんですけれども、やっぱりこの辺も含めて、現場の保育事業者の声というのともあわせて、機会を捉らまえて府・国のほうへは要望していきたいなというふうに考えてございます。

委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）国のほうが政治的意味も含めて、いろんな消費税の絡みやとかで無償化と打ち出したんですから、きっちり無償化になるように、中途半端な無償化じゃなくて無償化になるような取り組みにしていきたいなと思います。よろしく願いしておきます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）0、1、2歳の件についてお伺いします。

0、1、2歳は無償化から外されたということですが、女性の働き方としましては0、1、2歳があるかないかで随分違ってくると思うんです。継続して働きたいと思っている人がかなり高額な保育料を払うのに仕事をやめて3年ぐらいは家でというふうな方、やはり女性が継続して働いて経験を積んでいくというところには、0、1、2歳の保育料が安くなるというのがまず大事やと思っているんです。だから、そこを外されているのはすごく非常に残念に思っているんです。

40年前の話であれなんですけれど、私が熊取町へ引っ越してくるときには、ほかの市よりもこの0、1、2歳の保育料がかなり安かったんです。そういうところはまだ残っているのか残っていないのか、もうほかの市と押しなべて一緒になっているのか、その辺について教えていただけますでしょうか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）0、1、2歳は、もうご存じなんですけれども、住民税の非課税世帯は当然のことながら保育料は無償化ということになってございます。委員おっしゃいますように、やはり女性の社会進出ということで、現に本町におきましても共働き世帯が増加しつつあるということで、女性の本当に共働き世帯への就労環境の充実というんですか、そういったところでは、やはりまずは本町としても低年齢児のいわゆる待機児童を出さないための受け入れというところには、非常に現状は保育士確保も含めて苦労しているところであるんです。待機児童を出さないために、まずそこをきちっとしていきたいなというふうに考えてございます。

現行、今、委員がおっしゃいました低年齢のところではいきますと、例えば一番高い保育料でいきますと、0から2歳でいくと月額6万円をちょっと超えるような金額です。国基準では大体同じところで、10万円をちょっと超えるようになって、3歳未満で10万4,000円、本町の場合でしたら6万2,200円です。これが最高の保育料という形になってございます。

ですので、今回無償化の対象ということについては、町が独自に別途ここは無償化というところはちょっと至っておりません。その辺につきましてもまた国のいろいろ動きを見ながら当然町も対応していくんですけれども、0から2歳の保育料につきましても、現状、国と比べて町は今申し上げたような状況になっている。大体おおむね7割という形になっているという状況でございます。

委員長（坂上昌史君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）近隣の他市と比べてどうか、わかったら教えていただきたいと思ったんですけども。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）具体の数字は今ちょっと持ち合わせておらないんですけれども、どこの市町村も大体おおむね保育料は国基準の7割程度で設定されております。

委員長（坂上昌史君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ここを少しでも熊取町として下げていただくことができれば、私も転宅のそういう理由の一つとして0歳から3歳の保育料が他市に比べて熊取町が安かったというところで決断したというところもありますので、その辺は、やはり熊取町の保育がちょっとでもいいんだというふうなことは、皆ようわかっているんですけども、お金の面でもというふうなことと、それで0、1、2歳にとりましては、親御さんにとっては保育料は変わらない、何も変わらない、消費税だけが上乘せしてくるというふうな感じになってくるかと思しますので、その辺もちょっと何らかの考慮がいただけたらありがたいかなというふうに感じております。

もう一つお聞きしたいのはファミリー・サポート・センターなんですけれども、そこも無償化されるとかされないとか、何か自治体でちょっと違うみたいなんです。熊取町はどういうふうなお考えなんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）ファミリー・サポート・センター事業、こちらも利用料につきましては無償化の対象になってございます。ただ、この無償化の対象になるのは、いわゆる保育園とか幼稚園、どこにも行っていないお子さんで、かつ保育が必要な方、認定された方のみ対象となっております。結論から申しますと、ほぼいらっしゃらないというのが現実だと思います。

ただ、対象年齢とかもまるっきり一緒でございます。要は3歳以上ですね。0、1、2歳だったら非課税世帯のみが対象になってくる。かつ、どこの保育所、幼稚園にも通っておらずに、でも保育が必要やと認定されたお子さんだけが今回無償化の対象になってきますので、基本的には、本町におきましてはほとんど可能性はないのかなというふうに思っております。

でも、ファミリー・サポート・センター事業の委託事業者のほうには、その旨はきちっと連携して情報は伝えておりますし、そういう相談があれば町に相談するようにというような連携はとらせていただいています。基本的には、都市部の待機児童がかなり発生しているところがそういうのになるのかなと、うちは想定しているんです。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）熊取町は多分大丈夫かなと思うんですけども、もし待機児が発生してきて0、1、2歳でも預かってほしいという方が来て、ファミリーサポートで受けるというふうなことになるますと、やはり専門職というんですか、きちっととっていただかないと、0、1、2歳で事故死というのがかなり無認可の保育所なんかでもあるようなので、その辺はきちっと専門の保育士を入れて、ファミリーサポートを延長していただけるような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第48号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第49号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君) 次に、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君) まず、第3条のところなんですが、空き家等所有者、管理者は、その所有し、また管理する空き家等が管理不全状態に陥らないよう、常にみずからの責任において適正に維持管理をしなければならないというところで、それに対する助言、指導というのをやるような形で載っているんですが、その下の第4条の2においても町長のほうが助言、指導するよというふうなことが載っているんですが、この助言、指導というのはどのような内容になるのでしょうか。

委員長(坂上昌史君) 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君) まず、第3条ですけれども、こちらは特措法の趣旨にも載っておりまして、基本的にはやはり所有者の方の適正管理を進めていただくということが重要であるということを書いているところでございます。

それから、第4条以降の助言、指導につきましては、特定空き家となる要件というのが法律等で示されておりますので、それに基づいて特定空き家に対して必要な助言、指導ということで、例えば様式等につきましては国のガイドライン等に示されておりますので、それを別途また規則のほうで位置づけて、所定の手続をとっていくというふうな形になろうかと思っております。よろしいですか。

委員長(坂上昌史君) 二見委員。

委員(二見裕子君) よくご相談で、空き家で崩れかけている家があるであるとか、また、木がもう倒れそうになっているとか全くそこの方はいらっしやらない状況であるというところが、この条例ができることによって町として手が入られるというふうにご考えていいということですか。

委員長(坂上昌史君) 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君) 結論から言うとそういう形になるかと思っております。今回、特措法に基づく運用が行えるように、特措法の施行条例と言ってはちょっと語弊がありますが、町のほうで手続を整理させていただいたという形になります。

ただ、現状といたしましては、空き家に対する苦情というものは一旦環境課の担当のほうでお受けしていただきまして通知とさせていただくという手順があります。それから、建物に特に問題があるケースにつきましては、現状ですが私どものほうで建物の建築年とか、あるいはその所有者の情報というのをも調べまして、大阪府の建築主事のほうから建物所有者に対して指示をするという2つの方法をとっています。現在は景観上いわゆる見た目に関しての苦情が多い状況ですので、最初の通知の段階である程度の改善がされれば特段の問題はないかと思っております。

今回、条例を制定しておりますが、当面は一定の成果を上げている現在の手法というのを大きく変えることなく、所有者が改善されないケースで著しく保安上危険あるいは著しく衛生上有害というようになった物件につきましては、今回の条例、それから特措法に基づいて適切に指導していきたいというふうにご考えているところでございます。

委員長(坂上昌史君) 二見委員。

委員(二見裕子君) 多分、一番その所有者というところが難しいのかなというふうにご思うんですけれども、空き家の所有者という方が登記はその方になっているけれどもというところで、高齢の方であ

ったら施設に入られている方であるとか、そのまま亡くなった後でも名義変更されてなくて、実際、じゃ誰が管理しているのだというような所有者不明の空き家というんですか、土地があつたりする場合があります。その辺は、この条例ができればどンドンと持ち主というんですか、それをしっかりと探し出してというところまで踏み込めるんでしょうか。

委員長（坂上昌史君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）一定、特措法、それから条例に基づいて、関係機関の情報の提供ということは受けることができるようになっていきます。具体的に言いますと、特措法が趣旨としています税情報、納税義務者がいらっしゃったらそちらの方に通知するというのも法的には可能です。ただ、それでもなおかつ所有者が明らかでない、例えば納税されていないとかというようなこともケースとしてはございますので、そちらのほうは、現在のところ特措法の中では所有者不明の場合であっても、一定の条件を満たせば執行できるという規定がございます。

ただ、全ての建物、ちょっと汚くなっているとか見た目がというような状態で全てが全て代執行に持っていけるわけではないですが、危険度、そういったものに照らして、今回審議会の設置もあわせて規定させていただいておりまして、そちらの専門家の意見も聞きながら対応していくという形になると思います。ただ、まだ余り事例が多くないものですから、私どもも手探りという状況でございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）第12条で軽微な措置ということで、放置されている窓の閉鎖とか草刈りと、その他基準で定める軽微な措置をとることによって地域における防災上、防犯上または生活環境もしくは景観の保全上の支障を除去するというふうなことがあるんですけれども、その辺、突っ込んで言えば、軽微なところに関してはやっていただけるというふうに見ていいということですか。

委員長（坂上昌史君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）そちらの規定のほうは、いわゆる即時執行と言うんですけれども、あくまでもその状況を見据えた上で、特措法がいうところの4つのインデックスに該当するかというところを審議会にも意見をお聞きしながらというところで、特定空き家になったもので所有者の改善がなされない間のやむを得ない状況において、条例に基づいて最低限の手当てをしたいというような条項になってございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）二見委員。

委員（二見裕子君）わかりました。この審議会、何人で構成されますか。

委員長（坂上昌史君）馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長（馬場高章君）現在のところ10名以下ということで想定しております。ただ、人数のほうは選任の今後のぐあいもありますので若干変動するかと思いますけれども、広く市町村でいろんな審議会が置かれていますので、建築の専門家であるとか法律の専門家であるとか、あるいは不動産の専門家であるとかというふうなところで、条例を可決いただきました後に選任していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第50号 空家等の適正な管理に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)この条例が5年に1度、基準に適合している場合に更新されるみたいな書き方が説明のところにあったんですけども、基準に適合するということは、何か検査をされるのかどうか、その辺教えていただけますでしょうか。

委員長(坂上昌史君)大西上水道課長。

上水道課長(大西順二君)これは新規の場合も全く同じでございまして、法律で定められておりますので、その基準といいますのは。事務所にそういう機械を置いているのかどうかとか、主任技術者がちゃんと置いていて講習をきちんと受けているのかどうかとか、そういった基準に照らし合わせてまして手続を進めることになっております。

委員長(坂上昌史君)鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君)わかりました。主任者がもしかかわっていても、その人がちゃんと講習を受けているかどうかということを引きちと調べて指定をあなた方にすることで理解していいんですね。

委員長(坂上昌史君)大西上水道課長。

上水道課長(大西順二君)そのとおりでございます。

委員長(坂上昌史君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第51号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第55号 修繕契約の締結について(環境センター切断機更新に係る修繕)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川副委員長。

委員(江川慶子君)絶対必要なものなので購入せなあかんものやろうなと思っております。

聞きたいのは、平成4年からもう27年間修繕しながら使われてきたという努力、すごいなと思っています。次、新ごみ処理施設が2030年ということで、そういう見込みでいって、11年間は無理やったからこの時期で買うんかなとかそういうふうに思ったんですが、その点いかがですか。

委員長(坂上昌史君)椿原環境センター所長。

環境センター所長(椿原康雄君)この切断機の更新につきましては、広域化が年限が決まっている中で、今の現状の施設を令和12年度までもたさないかんという中で長期維持補修計画の中にも上げておいた項目でありまして、やはりあと10年というのは厳しい、今の機械のままでは。というところで、大変申しわけないんですけども、今回させていただきたいなということで上げさせていただいております。

以上です。



委員長（坂上昌史君）江川副委員長。

委員（江川慶子君）わかりました。そうだろうなと思って聞いているんですけど、この購入した機械がまた次に生かされるということはないんでしょうか。ないようですね。何かもったいないなと思ったんで、そう思ってお聞きしました。ありがとうございます。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）新しい計画との関係は今、江川委員のほうから出たんで、私もそれをちょっと聞いたんですけども、提案のときもおっしゃっていただいたように、平成4年から修繕で27年間補修、補修を重ねたかなと思うんです。

そこで一つは、資料でつけていただいております、資料11-1と11-2ということで、11-2、こういうのは我々素人ですので、こういう図面とかそんなの見るのは余りないものであれなんですけど、ここに記載されているプラントの図面なんですけれども、今回の切断機の場所というのは具体的にどこになるんですか。

委員長（坂上昌史君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）現状、切断機が設置されている場所というのはご存じかどうかなんですけれども、要はプラットホーム、ごみを持ってきた車が入っていくところ、あそこの中に今、切断機というのが設置されておるんです。その同じ場所に、今の切断機を撤去した上で新しい機械を据えつけるという予定になっております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）もう少しだけ。通常我々がごみを持っていったら、正面から粗大ごみを持っていったらずどんとどんつきのところに行って、ここでバックしてという形で、ここでおろしてくださいとなって、ベルトコンベアみたいなやつに乗って粗大ごみが行くかと。それがベルトコンベアに乗っていった先で今、破碎機がある、ギロチン方式のやつが。これをそっくりそのまま入れかえるというようなイメージをしていただければと思います。

委員長（坂上昌史君）文野委員。

委員（文野慎治君）27年経過の中でいろいろ今思い起こすと、平成22年、23年、24年とかの決算委員会なんかで同僚議員のほうが、こういう施設の全般の委託料というのにポイントを絞って、修繕とかそういう委託、そこの業者をどう決めてんねんとか、あるいはこういう大きなプラントの定期メンテナンス、そういうことで期間であるとか人員であるとか、そういうことをすごく事細かく聞いていた時代が実はあるんですね。それがほかの部分の委託料なんかを一括して契約したらもっと安くなるん違うとかかということにつながっていたんやけれども、私の思いは、そこで勉強させていただいたのは、こういう大きなプラント、ですからそれこそ今度つくろうとする広域のかいところやとか、火葬場のああいう焼却のプラントであるとか、そういったところは限られた業者、限られたそういうメーカーしかないから、まずどの機種を採用するかということが大変大切で、熊取町の場合の環境センターのほうは荏原の機械を設置しているから、毎回毎回のそういうメンテについてどういう契約になっているんやというような質疑の中では、やはり製造したメーカーに全部お願いしてやっているんですよと。裏返して考えれば、そういう機械をつくったメーカーやから、その都度メンテを加える中で27年間もったんかなというふうにも、そのときの町の判断というか議会からの質問に対してのお答えが、ある意味それも正解の一つやなというふうに捉えています。

その上で、27年の中、特にこれはメーカーとしたら本来耐用年数というんか、それは何年ぐらいやったんですか。

委員長（坂上昌史君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）この機械につきましては、メーカー推奨更新時期として20年ということで設定されております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）文野委員。

委員（文野慎治君）平均メンテしながらやっても20年、それが7年大事に、途中でそれこそ潰れてしもうたら大変やったわけなんですけれども、過去の修繕にかかわる費用、例えば今回はばさっと全部かえるんやけれども、一部更新、一部機械を取りかえたとか、そういうふうな経過というのは今教えていただけるような資料はございますか。

委員長（坂上昌史君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）細かい資料は持ち合わせていないんですけれども、今わかる範囲で申しますと、平成26年度に60万円程度、部分補修、そして28年度に100万円程度の部分補修、それから、すみません、ちょっと戻りまして平成23年度に140万円程度の部分補修ということで、ちょこちょこ補修を重ねてきたというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（坂上昌史君）文野委員。

委員（文野慎治君）わかりました。

それと、もう一個だけ確認したいのは、資料11-1で修繕概要で表があって、今回7,000万円超の部分が出ていますけれども、この内容がありますね、右側の表で。既設切断機の撤去、新規二軸破碎機の設置、設置後の試運転及び性能確認、これの内訳というのを教えてもらえますか。

委員長（坂上昌史君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）こちらも概算ではございますけれども、まず順番に言っていきますと、既設切断機の撤去につきましては約300万円、新規二軸破碎機の設置につきましては6,640万円、設置後の試運転及び性能確認で100万円ということで内訳となっております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）文野委員。

委員（文野慎治君）その合計が7,040万円やと、こういうことですね。それで、先ほど経過の中でも、今までの答弁の中でもあったように、今回裁断機の中の切断機をかえるんやということで、今で言えば6,640万円そこにかかるんですわな。荏原に随意契約で、これはもう、先ほど私も当時答えを聞いたようなことを言うたとおりの考え方は変わっていないですよ。納入業者でありメンテナンス業者なんで、その機械をこれからも使い続けるんやからそこに随意契約やということでやっていますよね。

7,040万円のここへ提出してきていただける間の中で、いろいろ皆さん方のほうでチェックというか、ほかのやり方はないんかとか、今までみたいに補修補修で部分的にやってきたけれども、ここで思い切ってえいとかえてしまわなというような2つの質問なんです。そこのお答えというのを聞かせていただけますか。

委員長（坂上昌史君）椿原環境センター所長。

環境センター所長（椿原康雄君）ちょっと繰り返しの説明になるかもしれませんが、現施設、設備の切断機につきましてはかなり老朽化が激しくて、運転の停止であるとかオイル漏れでありますとか、そういったことでたびたび切断機を停止させないといけないような事案が発生しております、もうこの辺で更新をしないとというのがまず1点ありました。

新しく入れる機種につきましては、今、現状の切断機と同じものということで当初は考えておったんですけれども、これでいきますと平成4年のときのごみの搬入状況と今の搬入状況は大きく変わってしまっておりまして、どうしても一般搬入とかそういった切断機をかけないといけないようなごみがたくさん来ておりまして、その切断機の処理能力ではかなり時間がかかってしまっていて、その日に入ってきたものを処理し切れないというような状況もありましたものですから、もうちょっと性能のいいものということで今回この機種を選定させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（坂上昌史君）田中住民部理事。

住民部理事（田中耕二君）少しだけ補足で、課長の申し上げたとおりなんですけれども、一つあるのは、機械が古くなってきて、もともとの性能が今の新しい機械に比べたらもちろん劣っているという面がありまして、やっぱり粗大ごみは細かくすればするほどほかのごみとまぜて最終的には燃焼しますので、非常にそういう意味では火力が細かくすればするほど安定する。これは何につながるかといいますと、やはりダイオキシンの排出抑制。排出抑制するためにセンターは24時間燃やしておるというところがございますので、どうしてもそこを安定させたいと。そのもとになる細かくというところがどうしてもいかないという部分と、どうしても古くて故障してとまっちゃう、これもまた安定した運転に影響してくるところであると。やはりこの辺がもう限界なのかなというところで、あと10年というものを考えればこのタイミングかなというふうに判断したというところもございません。

委員長（坂上昌史君）文野委員。

委員（文野慎治君）今この時期に決断したんやと。いろんな厳しい本町の財政事情で我慢せなあかるところは、よその部局ではいろいろ施策であるけれども、これは日々の、いつも言うていることやけれども、これ多分とまってもうたら大変なんで、普通に動いていて当たり前の状況を担当の皆さん方の日々の点検だとか現場の声を吸い上げていただいて機敏に補修をやっていけば、車でも何でもそうやけれども、車検というのは2年とか新車3年であるんやけれども、半年点検をきっちり真面目にやっていたらトータルの安くなるよねと。それと、この大きなプラントの桁が違うんであれやけれども、やっぱり機械物を介在して住民サービスをやっているという事業を環境センターはやっているわけやから、そこらは特に、やはりこれからも引き続いてよろしくお願ひしたいと思ひます。

2030年が、先ほど江川委員のほうにもありましたように、熊取町としては今の環境センターの場所を移して泉佐野市、田尻町、熊取町で広域でやろうということ、基本構想の概要版あるいはもっと詳細な資料も我々もいただいていますし、公にされていることとございます。ですから、引き続き必要なときに必要な、やはり新しいからというて、そやけどまたそこに逆に新しいものを加えることによって、今までの全体を変えるわけじゃないから、変な負荷がかかったりとかいうようなことがあるんで、特に機械物やからこれは理屈ではわからへんで、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ちょっと疑問というか、もう少し数字的に聞いたかったもので質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

委員長（坂上昌史君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第55号 修繕契約の締結について（環境センター切断機更新に係る修繕）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（坂上昌史君）次に、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 令和元年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第62号 令和元年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)次に、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第63号 令和元年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(坂上昌史君)以上で、本委員会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「11時15分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

坂上昌史